

## 給水装置工事設計施工基準(新宮町上下水道課)の主な改訂点

(平成19年4月版からの変更・追加)

### 改訂箇所一覧

改訂時点	章	節	条	ページ数	変更箇所
H23.8月			目次	-	様式集の様-5および様-6
H23.8月	3	3	2	35	表 3.3.1および表 3.3.2
H25.6月	3	3	2	43	表 3.3.8 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表
H25.6月	3	3	2	44	有効面積の取扱いと標準仕様水量および貯水槽有効容量計算式
H27.7月	3	4	2	53・54	表 3.4.4 ヘーゼン・ウィリアムス公式流量表(C=110追加)
H27.7月	3	4	3	61	一般家庭用の同時使用水量について
R2.5月	3	4	3	61	一般家庭用の同時使用水量について誓約書追加
H27.7月	3	4	3	62	表 3.4.7 メーターの最大流量
R2.5月	3	4	3	62	表 3.4.7 メーターの最大流量
R4.6月	3	4	3	62	表 3.4.7 メーターの最大流量
H27.7月	4	7	1	86	申請手続方法に記載の提出先
R7.4月	4	11	-	91-1	水道工事を施工する際に提出する書類について
R2.5月	4	11	-	91-2	新宮町水道加入金
H27.7月	5	-	-	103	歩道に布設の配水管から給水する場合のバルブ種類と設置位置
R2.5月	5	-	-	103	③④の場合のバルブ設置位置
H27.7月	5	-	-	104	敷地内のバルブ種類と設置位置
H27.7月	5	6	1	105	その他のバルブ設置位置および分岐部からの給水管種
R2.5月	5	6	1	105	分岐部からメーターまでの給水管種
H27.7月	5	6	1	106	割T字管により分岐した給水管の分岐部について
R2.5月	5	6	1	107	ポリエチレン管の配管標準図(石積みがある場合)
H27.7月	5	7	4・6	113	水道メーターの種類およびメーターのボックス内の配置位置
H27.7月	5	7	6	114	表 5.7.1 メーターボックス基準寸法及び取付寸法
H27.7月	5	7	6	117	図 5.7.2 メーター廻り配管図を一部削除
R2.5月	5	9	2	127・128	道路占用工事に係る許可事項
H27.7月	様式集	様-1			上水道給水について(申請)の様式変更
R3.2月		様-2			加入金誓約書の様式変更
R4.7月		様-2			加入金誓約書の様式変更
H27.7月		様-3			給水装置工事申込書の様式変更
R4.7月		様-3			給水装置工事申込書の様式変更
H27.7月		様-5			念書→誓約書へ様式変更

追加時点	章	節	条	ページ数	追加内容
H23.8月	3	3	2	39-1~3	給水器具負荷単位流量表
H25.6月	3	4	2	51-1~3	動水勾配早見表(Φ50mm以下)
H27.7月	4	11	-	91-1	水道工事を施工する際に提出する書類について
H27.7月	4	11	-	91-2	新宮町水道加入金
R7.4月	様式		様-30		誓約書(既設引き込み利用)

改訂後	現行
3. 給水用具の故障と修理 ----- 145	3. 給水用具の故障と修理 ----- 145
4. 異常現象と対策 ----- 145	4. 異常現象と対策 ----- 145
5. 事故原因と対策 ----- 147	5. 事故原因と対策 ----- 147
参考資料	
新宮町水道条例	新宮町水道条例
第1章 総則 ----- 参-1	第1章 総則 ----- 参-1
第2章 給水装置の工事及び費用 ----- 参-1	第2章 給水装置の工事及び費用 ----- 参-1
第3章 給水 ----- 参-3	第3章 給水 ----- 参-3
第4章 料金及び手数料 ----- 参-5	第4章 料金及び手数料 ----- 参-5
第5章 管理 ----- 参-7	第5章 管理 ----- 参-7
第6章 貯水槽水道 ----- 参-8	第6章 貯水槽水道 ----- 参-8
第7章 補則 ----- 参-8	第7章 補則 ----- 参-8
給水使用料金表 ----- 参-10	給水使用料金表 ----- 参-10
量水器使用料 ----- 参-11	量水器使用料 ----- 参-11
新宮町水道条例施行規程 ----- 参-12	新宮町水道条例施行規程 ----- 参-12
新宮町水道事業水道利用加入金規程 ----- 参-13	新宮町水道事業水道利用加入金規程 ----- 参-13
加入金 ----- 参-15	加入金 ----- 参-15
水源補強費 ----- 参-15	水源補強費 ----- 参-15
新宮町指定給水装置工事事業者規程	新宮町指定給水装置工事事業者規程
第1章 総則 ----- 参-16	第1章 総則 ----- 参-16
第2章 指定給水装置工事事業者の指定等 ----- 参-17	第2章 指定給水装置工事事業者の指定等 ----- 参-17
第3章 給水装置工事主任技術者 ----- 参-19	第3章 給水装置工事主任技術者 ----- 参-19
第4章 指定給水装置工事事業者の義務 ----- 参-20	第4章 指定給水装置工事事業者の義務 ----- 参-20
第5章 雜則 ----- 参-21	第5章 雜則 ----- 参-21
新宮町における配水管未整備地区への本管布設の基準 ----- 参-24	新宮町における配水管未整備地区への本管布設の基準 ----- 参-24
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
(耐圧に関する基準)第1条 ----- 参-25	(耐圧に関する基準)第1条 ----- 参-25
(浸出等に関する基準)第2条 ----- 参-25	(浸出等に関する基準)第2条 ----- 参-25
(水撃限界に関する基準)第3条 ----- 参-26	(水撃限界に関する基準)第3条 ----- 参-26
(防食に関する基準)第4条 ----- 参-26	(防食に関する基準)第4条 ----- 参-26
(逆流防止に関する基準)第5条 ----- 参-26	(逆流防止に関する基準)第5条 ----- 参-26
(耐寒に関する基準)第6条 ----- 参-28	(耐寒に関する基準)第6条 ----- 参-28
(耐久に関する基準)第7条 ----- 参-28	(耐久に関する基準)第7条 ----- 参-28
様式集	
上水道給水について(申請) ----- 様-1	上水道給水について(申請) ----- 様-1
契約書 ----- 様-2	契約書 ----- 様-2
給水装置工事申込書 ----- 様-3	給水装置工事申込書 ----- 様-3
給水装置工事使用資材 ----- 様-4	給水装置工事使用資材 ----- 様-4
誓約書(給水装置の設置について) ----- 様-5	誓約書(給水装置の設置について) ----- 様-5
誓約書(水圧、水量不足について) ----- 様-6	誓約書(水圧、水量不足について) ----- 様-6
竣工検査届 ----- 様-7	竣工検査届 ----- 様-7

改訂後	現行
<p>一時用開始届(新設・既設) ----- 様- 8</p> <p>一時用中止届(新設・既設) ----- 様- 9</p> <p>新設の集合住宅について ----- 様-10</p> <p>集合住宅の検針に関する業務契約</p> <p>　契約書①(直読式メーター設置) ----- 様-11</p> <p>　契約書②(集中検針盤設置) ----- 様-13</p> <p>各戸メーター取付内訳書 ----- 様-15</p> <p>本管布設要望書 ----- 様-16</p> <p>給水装置設置工事に関する誓約書 ----- 様-17</p> <p>寄付採納願 ----- 様-18</p> <p>受水槽容量及び口径決定計算書(様式例) ----- 様-19</p> <p>口径決定計算書(水理計算書)(様式例) ----- 様-20</p> <p>指定給水装置工事事業者の申請に関する確認事項及び提出書類 ----- 様-21</p> <p>指定給水装置工事事業者指定申請書 ----- 様-22</p> <p>機械器具調書 ----- 様-24</p> <p>誓約書 ----- 様-25</p> <p>給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ----- 様-26</p> <p>指定給水装置工事事業者証交付申請書 ----- 様-27</p> <p>指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ----- 様-28</p> <p>指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ----- 様-29</p> <p>誓約書(既設引き込み管利用) ----- 様-30</p>	<p>一時用開始届(新設・既設) ----- 様- 8</p> <p>一時用中止届(新設・既設) ----- 様- 9</p> <p>新設の集合住宅について ----- 様-10</p> <p>集合住宅の検針に関する業務契約</p> <p>　契約書①(直読式メーター設置) ----- 様-11</p> <p>　契約書②(集中検針盤設置) ----- 様-13</p> <p>各戸メーター取付内訳書 ----- 様-15</p> <p>本管布設要望書 ----- 様-16</p> <p>給水装置設置工事に関する誓約書 ----- 様-17</p> <p>寄付採納願 ----- 様-18</p> <p>受水槽容量及び口径決定計算書(様式例) ----- 様-19</p> <p>口径決定計算書(水理計算書)(様式例) ----- 様-20</p> <p>指定給水装置工事事業者の申請に関する確認事項及び提出書類 ----- 様-21</p> <p>指定給水装置工事事業者指定申請書 ----- 様-22</p> <p>機械器具調書 ----- 様-24</p> <p>誓約書 ----- 様-25</p> <p>給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ----- 様-26</p> <p>指定給水装置工事事業者証交付申請書 ----- 様-27</p> <p>指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ----- 様-28</p> <p>指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ----- 様-29</p>

改訂後		現行																																																																																																																									
表 3.3.1 同時使用率を考慮した給水用具数		表 3.3.1 同時使用率を考慮した給水用具数																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総給水用具数(個)</th> <th>同時使用率を考慮した給水用具数(個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1~2</td><td>1</td></tr> <tr><td>3~6</td><td>2</td></tr> <tr><td>7~13</td><td>3</td></tr> <tr><td>14~23</td><td>4</td></tr> <tr><td>24~36</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>		総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)	1~2	1	3~6	2	7~13	3	14~23	4	24~36	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総給水用具数(個)</th> <th>同時使用率を考慮した給水用具数(個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2~4</td><td>2</td></tr> <tr><td>5~10</td><td>3</td></tr> <tr><td>11~15</td><td>4</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>5</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>		総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)	1	1	2~4	2	5~10	3	11~15	4	16~20	5	21~30	6																																																																																														
総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)																																																																																																																										
1~2	1																																																																																																																										
3~6	2																																																																																																																										
7~13	3																																																																																																																										
14~23	4																																																																																																																										
24~36	5																																																																																																																										
総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)																																																																																																																										
1	1																																																																																																																										
2~4	2																																																																																																																										
5~10	3																																																																																																																										
11~15	4																																																																																																																										
16~20	5																																																																																																																										
21~30	6																																																																																																																										
<p>※以降は総給水用具数の0.475乗(小数第一位を四捨五入)とする。</p>																																																																																																																											
表 3.3.2 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径		表 3.3.2 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>使用水量 (L/min)</th> <th>対応する給水 用具の口径 (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>台 所 流 し</td><td>12</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 瀧 流 し</td><td>12</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 面 器</td><td>8</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>浴 槽 (和式)</td><td>20</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>浴 槽 (洋式)</td><td>30</td><td>20~25</td><td></td></tr> <tr><td>シ ャ ワ ー</td><td>8</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>小便器(洗浄水槽)</td><td>12</td><td>13</td><td>1回(4~6秒) の吐出量 } 小便器</td></tr> <tr><td>小便器(洗浄弁)</td><td>15</td><td>13</td><td>の吐出量 } (洗浄弁の場合)</td></tr> <tr><td>大便器(洗浄水槽)</td><td>12</td><td>13</td><td>2~3L } (洗浄弁の場合)</td></tr> <tr><td>大便器(洗浄弁)</td><td>70</td><td>25</td><td>1回(8~12秒) } 大便器</td></tr> <tr><td>手 洗 器</td><td>5</td><td>13</td><td>の吐出量 } 大便器</td></tr> <tr><td>消火栓(小型)</td><td>130~260</td><td>40~50</td><td>13.5~16.5L } (洗浄弁の場合)</td></tr> <tr><td>散 水</td><td>15</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 車</td><td>35</td><td>20~25</td><td>業務用</td></tr> </tbody> </table>		用 途	使用水量 (L/min)	対応する給水 用具の口径 (mm)	備 考	台 所 流 し	12	13~20		洗 瀧 流 し	12	13~20		洗 面 器	8	13		浴 槽 (和式)	20	13~20		浴 槽 (洋式)	30	20~25		シ ャ ワ ー	8	13		小便器(洗浄水槽)	12	13	1回(4~6秒) の吐出量 } 小便器	小便器(洗浄弁)	15	13	の吐出量 } (洗浄弁の場合)	大便器(洗浄水槽)	12	13	2~3L } (洗浄弁の場合)	大便器(洗浄弁)	70	25	1回(8~12秒) } 大便器	手 洗 器	5	13	の吐出量 } 大便器	消火栓(小型)	130~260	40~50	13.5~16.5L } (洗浄弁の場合)	散 水	15	13~20		洗 車	35	20~25	業務用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>使用水量 (L/min)</th> <th>対応する給水 用具の口径 (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>台 所 流 し</td><td>12~40</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 瀧 流 し</td><td>12~40</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 面 器</td><td>8~15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>浴 槽 (和式)</td><td>20~40</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>浴 槽 (洋式)</td><td>30~60</td><td>20~25</td><td></td></tr> <tr><td>シ ャ ワ ー</td><td>8~15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>小便器(洗浄水槽)</td><td>12~20</td><td>13</td><td>1回(4~6秒) の吐出量 } 小便器</td></tr> <tr><td>小便器(洗浄弁)</td><td>15~30</td><td>13</td><td>の吐出量 } (洗浄弁の場合)</td></tr> <tr><td>大便器(洗浄水槽)</td><td>12~20</td><td>13</td><td>2~3L } (洗浄弁の場合)</td></tr> <tr><td>大便器(洗浄弁)</td><td>70~130</td><td>25</td><td>1回(8~12秒) } 大便器</td></tr> <tr><td>手 洗 器</td><td>5~10</td><td>13</td><td>の吐出量 } 大便器</td></tr> <tr><td>消火栓(小型)</td><td>130~260</td><td>40~50</td><td>13.5~16.5L } (洗浄弁の場合)</td></tr> <tr><td>散 水</td><td>15~40</td><td>13~20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 車</td><td>35~65</td><td>20~25</td><td>業務用</td></tr> </tbody> </table>		用 途	使用水量 (L/min)	対応する給水 用具の口径 (mm)	備 考	台 所 流 し	12~40	13~20		洗 瀧 流 し	12~40	13~20		洗 面 器	8~15	13		浴 槽 (和式)	20~40	13~20		浴 槽 (洋式)	30~60	20~25		シ ャ ワ ー	8~15	13		小便器(洗浄水槽)	12~20	13	1回(4~6秒) の吐出量 } 小便器	小便器(洗浄弁)	15~30	13	の吐出量 } (洗浄弁の場合)	大便器(洗浄水槽)	12~20	13	2~3L } (洗浄弁の場合)	大便器(洗浄弁)	70~130	25	1回(8~12秒) } 大便器	手 洗 器	5~10	13	の吐出量 } 大便器	消火栓(小型)	130~260	40~50	13.5~16.5L } (洗浄弁の場合)	散 水	15~40	13~20		洗 車	35~65	20~25	業務用
用 途	使用水量 (L/min)	対応する給水 用具の口径 (mm)	備 考																																																																																																																								
台 所 流 し	12	13~20																																																																																																																									
洗 瀧 流 し	12	13~20																																																																																																																									
洗 面 器	8	13																																																																																																																									
浴 槽 (和式)	20	13~20																																																																																																																									
浴 槽 (洋式)	30	20~25																																																																																																																									
シ ャ ワ ー	8	13																																																																																																																									
小便器(洗浄水槽)	12	13	1回(4~6秒) の吐出量 } 小便器																																																																																																																								
小便器(洗浄弁)	15	13	の吐出量 } (洗浄弁の場合)																																																																																																																								
大便器(洗浄水槽)	12	13	2~3L } (洗浄弁の場合)																																																																																																																								
大便器(洗浄弁)	70	25	1回(8~12秒) } 大便器																																																																																																																								
手 洗 器	5	13	の吐出量 } 大便器																																																																																																																								
消火栓(小型)	130~260	40~50	13.5~16.5L } (洗浄弁の場合)																																																																																																																								
散 水	15	13~20																																																																																																																									
洗 車	35	20~25	業務用																																																																																																																								
用 途	使用水量 (L/min)	対応する給水 用具の口径 (mm)	備 考																																																																																																																								
台 所 流 し	12~40	13~20																																																																																																																									
洗 瀧 流 し	12~40	13~20																																																																																																																									
洗 面 器	8~15	13																																																																																																																									
浴 槽 (和式)	20~40	13~20																																																																																																																									
浴 槽 (洋式)	30~60	20~25																																																																																																																									
シ ャ ワ ー	8~15	13																																																																																																																									
小便器(洗浄水槽)	12~20	13	1回(4~6秒) の吐出量 } 小便器																																																																																																																								
小便器(洗浄弁)	15~30	13	の吐出量 } (洗浄弁の場合)																																																																																																																								
大便器(洗浄水槽)	12~20	13	2~3L } (洗浄弁の場合)																																																																																																																								
大便器(洗浄弁)	70~130	25	1回(8~12秒) } 大便器																																																																																																																								
手 洗 器	5~10	13	の吐出量 } 大便器																																																																																																																								
消火栓(小型)	130~260	40~50	13.5~16.5L } (洗浄弁の場合)																																																																																																																								
散 水	15~40	13~20																																																																																																																									
洗 車	35~65	20~25	業務用																																																																																																																								
表 3.3.3 給水用具の標準使用水量		表 3.3.3 給水用具の標準使用水量																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給水用具の口径 (mm)</th> <th>13</th> <th>20</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>標準使用水量 (L/min)</td><td>17</td><td>40</td><td>65</td></tr> </tbody> </table>		給水用具の口径 (mm)	13	20	25	標準使用水量 (L/min)	17	40	65	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給水用具の口径 (mm)</th> <th>13</th> <th>20</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>標準使用水量 (L/min)</td><td>17</td><td>40</td><td>65</td></tr> </tbody> </table>		給水用具の口径 (mm)	13	20	25	標準使用水量 (L/min)	17	40	65																																																																																																								
給水用具の口径 (mm)	13	20	25																																																																																																																								
標準使用水量 (L/min)	17	40	65																																																																																																																								
給水用具の口径 (mm)	13	20	25																																																																																																																								
標準使用水量 (L/min)	17	40	65																																																																																																																								
35		35																																																																																																																									

改訂後					現行				
建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 [h/日]	注記	有効面積当たり の人員など	備考				
戸建て住宅	180ℓ/人	10		0.16人/m <sup>2</sup>	単位給水量は平成26年度実績により算出(180ℓ/人)				
共同住宅	180ℓ/人	12	居住者1人当たり	0.16人/m <sup>2</sup>					
独身寮	180ℓ/人	10							
官公庁 事務所	60~100ℓ/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m <sup>2</sup>	男子50ℓ/人、女子100ℓ/人 社員食堂・テナント等は別途加算				
工場	60~100ℓ/人	操業時間+1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m <sup>2</sup> 立作業0.1人/m <sup>2</sup>	男子50ℓ/人、女子100ℓ/人 社員食堂・テナント等は別途加算				
総合病院	1500~3500ℓ/床 30~60ℓ/m <sup>2</sup>	16	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		設備内容等により詳細に検討する。				
診療所	10ℓ/人 110ℓ/人	4 8	外来患者1人当たり 医師・看護師 実数		診療室等の床面積×0.3人/m <sup>2</sup> ×(5~10)				
ホテル全体	500~6000ℓ/ベッド	12			設備内容等により詳細に検討する。客室部のみ				
ホテル客室部	350~450ℓ/ベッド	12							
保養所	500~800ℓ/人	10							
喫茶店	20~35ℓ/客 55~130ℓ/店舗m <sup>2</sup>	10		店舗面積には厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算				
飲食店	110~530ℓ/店舗m <sup>2</sup>	10		同上	定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い				
社員食堂	25~50ℓ/食 80~140ℓ/食堂m <sup>2</sup>	10		食堂面積には厨房面積を含む	同上				
給食センター	20~30ℓ/食	10			同上				
デパート・スーパー・マーケット	15~30ℓ/m <sup>2</sup>	10	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		従業員分・空調用水を含む				
保育園 幼稚園	※別途記載 100~120ℓ/人	6 8	生徒 定員 教師・職員 実数		給食用は別途加算する。 学校内で調理する場合10~150人/(人・食)。給食センターから搬入する場合5~10人/(人・食)。				
小・中・普通 高等学校	※別途記載	9	(生徒+職員)1人当たり		教師・従業員分を含む プール用水(40~100ℓ/人)は別途加算				
大学講義棟	2~40ℓ/m <sup>2</sup>	9	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		実験・研究用水を含む				
劇場・映画館	25~40ℓ/m <sup>2</sup> 0.2~0.3ℓ/人	14	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む				
ターミナル駅	10m <sup>2</sup> /1000人	16	乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算				
普通駅	3m <sup>2</sup> /1000人	16	乗降客1000人当たり		従業員分・多少のテナント分を含む				
観覧場 競技場 体育館	30ℓ/人 100ℓ/人	5 5	観客 定員 選手・職員 実数		0.25人/m <sup>2</sup> 椅子席1~2人/m <sup>2</sup> 立見席2~3人/m <sup>2</sup> 0.33人/m <sup>2</sup> (小・中学校)				
集会場	30ℓ/人	8	延べ利用者	定員×(2~3)	0.3~0.5人/m <sup>2</sup> (講話室)				
寺院・教会	10ℓ/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算				
図書館	250ℓ/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m <sup>2</sup>	常勤者分は別途加算				

表 3.3.8 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

表 3.3.8 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 [h/日]	注記	有効面積当たり の人員など	備考
戸建て住宅	200~400ℓ/人	10		0.16人/m <sup>2</sup>	
共同住宅	200~350ℓ/人	15	居住者1人当たり	0.16人/m <sup>2</sup>	
独身寮	400~600ℓ/人	10			
官公庁・事務所	60~100ℓ/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m <sup>2</sup>	男子50ℓ/人、女子100ℓ/人 社員食堂・テナント等は別途加算
工場	60~100ℓ/人	操業時間+1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m <sup>2</sup> 立作業0.1人/m <sup>2</sup>	男子50ℓ/人、女子100ℓ/人 社員食堂・テナント等は別途加算
総合病院	1500~3500ℓ/床 30~60ℓ/m <sup>2</sup>	16	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		設備内容等により詳細に検討する。
ホテル全体	500~6000ℓ/ベッド	12			設備内容等により詳細に検討する。客室部のみ
ホテル客室部	350~450ℓ/ベッド	12			
保養所	500~800ℓ/人	10			
喫茶店	20~35ℓ/客 55~130ℓ/店舗m <sup>2</sup>	10		店舗面積には厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55~130ℓ/客 110~530ℓ/店舗m <sup>2</sup>	10	同上		同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い
社員食堂	25~50ℓ/食 80~140ℓ/食堂m <sup>2</sup>	10		食堂面積には厨房面積を含む	同上
給食センター	20~30ℓ/食	10			同上
デパート・スーパー・マーケット	15~30ℓ/m <sup>2</sup>	10	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり	従業員分・空調用水を含む	
保育園 幼稚園	※別途記載 100~120ℓ/人	6 8	生徒 定員 教師・職員 実数		給食用は別途加算する。 学校内で調理する場合10~150人/(人・食)。給食センターから搬入する場合5~10人/(人・食)。
小・中・普通 高等学校	※別途記載	9	(生徒+職員)1人当たり		教師・従業員分を含む プール用水(40~100ℓ/人)は別途加算
大学講義棟	2~40ℓ/m <sup>2</sup>	9	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		実験・研究用水を含む
劇場・映画館	25~40ℓ/m <sup>2</sup> 0.2~0.3ℓ/人	14	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10m <sup>2</sup> /1000人	16	乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	3m <sup>2</sup> /1000人	16	乗降客1000人当たり		従業員分・多少のテナント分を含む
観覧場 競技場 体育館	30ℓ/人 100ℓ/人	5 5	観客 定員 選手・職員 実数		0.25人/m <sup>2</sup> 椅子席1~2人/m <sup>2</sup> 立見席2~3人/m <sup>2</sup> 0.33人/m <sup>2</sup> (小・中学校)
集会場	30ℓ/人	8	延べ利用者	定員×(2~3)	0.3~0.5人/m <sup>2</sup> (講話室)
寺院・教会	10ℓ/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	250ℓ/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m <sup>2</sup>	常勤者分は別途加算

注1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

注2) 備考欄に付記の限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

(空気調和衛生工学便覧 平成13年度版・建築設備設計基準 平成14年版による)

注1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

注2) 備考欄に付記の限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

(空気調和衛生工学便覧 平成13年度版・建築設備設計基準 平成14年版による)

改訂後				現行																																
※ 有効面積の取扱い				※ 有効面積の取扱い																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業態</th><th>有効面積当たりの人員</th><th>該当する部分</th><th>該当しない部分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同住宅</td><td>0.16人/m<sup>2</sup> (180人)</td><td>寝室、個室など、主として居住者が就寝可能なスペースのみとする。 ただし、単独世帯向けマンション(2LDK未満)については居間兼食事室と個室の面積の1/2とする。</td><td>廊下、玄関、台所、押し入れ、物入れ、風呂、トイレ、洗面所等、 ファミリータイプマンション(2LDK以上)のLDK部。</td></tr> <tr> <td>事務所 官公庁</td><td>0.2人/m<sup>2</sup> (60~100人)</td><td>主として勤務者が事務等を行う スペースで、机、イス、テーブル等を含めて区画された一部屋の面積とする。</td><td>ロッカーチ、宿直室、会議室、 資料室、トイレ、廊下等 フルタイムで使用しない部分。</td></tr> </tbody> </table>				業態	有効面積当たりの人員	該当する部分	該当しない部分	共同住宅	0.16人/m <sup>2</sup> (180人)	寝室、個室など、主として居住者が就寝可能なスペースのみとする。 ただし、単独世帯向けマンション(2LDK未満)については居間兼食事室と個室の面積の1/2とする。	廊下、玄関、台所、押し入れ、物入れ、風呂、トイレ、洗面所等、 ファミリータイプマンション(2LDK以上)のLDK部。	事務所 官公庁	0.2人/m <sup>2</sup> (60~100人)	主として勤務者が事務等を行う スペースで、机、イス、テーブル等を含めて区画された一部屋の面積とする。	ロッカーチ、宿直室、会議室、 資料室、トイレ、廊下等 フルタイムで使用しない部分。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業態</th><th>有効面積当たりの人員</th><th>該当する部分</th><th>該当しない部分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同住宅</td><td>0.16人/m<sup>2</sup> (200~350人)</td><td>寝室、個室など、主として居住者が就寝可能なスペースのみとする。 ただし、ワンルームマンションについて は居間兼食事室の面積の1/2とする。</td><td>廊下、玄関、台所、押し入れ、 物入れ、風呂、トイレ、洗面所等。</td></tr> <tr> <td>事務所 官公庁</td><td>0.2人/m<sup>2</sup> (60~100人)</td><td>主として勤務者が事務等を行う スペースで、机、イス、テーブル等を含めて区画された一部屋の面積とする。</td><td>ロッカーチ、宿直室、会議室、 資料室、トイレ、廊下等 フルタイムで使用しない部分。</td></tr> </tbody> </table>	業態	有効面積当たりの人員	該当する部分	該当しない部分	共同住宅	0.16人/m <sup>2</sup> (200~350人)	寝室、個室など、主として居住者が就寝可能なスペースのみとする。 ただし、ワンルームマンションについて は居間兼食事室の面積の1/2とする。	廊下、玄関、台所、押し入れ、 物入れ、風呂、トイレ、洗面所等。	事務所 官公庁	0.2人/m <sup>2</sup> (60~100人)	主として勤務者が事務等を行う スペースで、机、イス、テーブル等を含めて区画された一部屋の面積とする。	ロッカーチ、宿直室、会議室、 資料室、トイレ、廊下等 フルタイムで使用しない部分。								
業態	有効面積当たりの人員	該当する部分	該当しない部分																																	
共同住宅	0.16人/m <sup>2</sup> (180人)	寝室、個室など、主として居住者が就寝可能なスペースのみとする。 ただし、単独世帯向けマンション(2LDK未満)については居間兼食事室と個室の面積の1/2とする。	廊下、玄関、台所、押し入れ、物入れ、風呂、トイレ、洗面所等、 ファミリータイプマンション(2LDK以上)のLDK部。																																	
事務所 官公庁	0.2人/m <sup>2</sup> (60~100人)	主として勤務者が事務等を行う スペースで、机、イス、テーブル等を含めて区画された一部屋の面積とする。	ロッカーチ、宿直室、会議室、 資料室、トイレ、廊下等 フルタイムで使用しない部分。																																	
業態	有効面積当たりの人員	該当する部分	該当しない部分																																	
共同住宅	0.16人/m <sup>2</sup> (200~350人)	寝室、個室など、主として居住者が就寝可能なスペースのみとする。 ただし、ワンルームマンションについて は居間兼食事室の面積の1/2とする。	廊下、玄関、台所、押し入れ、 物入れ、風呂、トイレ、洗面所等。																																	
事務所 官公庁	0.2人/m <sup>2</sup> (60~100人)	主として勤務者が事務等を行う スペースで、机、イス、テーブル等を含めて区画された一部屋の面積とする。	ロッカーチ、宿直室、会議室、 資料室、トイレ、廊下等 フルタイムで使用しない部分。																																	
※ 学校施設の標準使用水量について				※ 学校施設の標準使用水量について																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>標準使用水量</th><th>区分</th><th>標準使用水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td><td>32ℓ/人</td><td>養護学校</td><td>97ℓ/人</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>20ℓ/人</td><td>幼稚園</td><td>18ℓ/人</td></tr> <tr> <td>高等学校</td><td>42ℓ/人</td><td>保育園</td><td>45ℓ/人</td></tr> </tbody> </table>				区分	標準使用水量	区分	標準使用水量	小学校	32ℓ/人	養護学校	97ℓ/人	中学校	20ℓ/人	幼稚園	18ℓ/人	高等学校	42ℓ/人	保育園	45ℓ/人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>標準使用水量</th><th>区分</th><th>標準使用水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td><td>32ℓ/人</td><td>養護学校</td><td>97ℓ/人</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>20ℓ/人</td><td>幼稚園</td><td>18ℓ/人</td></tr> <tr> <td>高等学校</td><td>42ℓ/人</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	標準使用水量	区分	標準使用水量	小学校	32ℓ/人	養護学校	97ℓ/人	中学校	20ℓ/人	幼稚園	18ℓ/人	高等学校	42ℓ/人		
区分	標準使用水量	区分	標準使用水量																																	
小学校	32ℓ/人	養護学校	97ℓ/人																																	
中学校	20ℓ/人	幼稚園	18ℓ/人																																	
高等学校	42ℓ/人	保育園	45ℓ/人																																	
区分	標準使用水量	区分	標準使用水量																																	
小学校	32ℓ/人	養護学校	97ℓ/人																																	
中学校	20ℓ/人	幼稚園	18ℓ/人																																	
高等学校	42ℓ/人																																			
3.3 貯水槽の容量																																				
(1) 貯水槽の有効容量は、計画使用水量、使用時間及び受水槽流入量等を考慮して決め、次の式を標準とする。																																				
$\text{有効容量} = \frac{\text{1日当たり計画使用水量}}{\text{1日当たり使用時間}} \times \text{1日当たり使用時間}/2$																																				
ただし、短時間に多量の水を使用する施設においては、次式にて貯水槽容量の算定を行うこと。																																				
有効容量 $\geq$ (時間最大計画使用水量 $\times$ 使用時間) $-$ (時間当たり補給水量 $\times$ 使用時間)																																				
※ 有効容量10m <sup>3</sup> を超える貯水槽は維持管理上、内部2槽式が望ましい。																																				
(2) 高置水槽を設置する場合の有効容量は次の式を標準とする。																																				
$\text{有効容量} = \frac{\text{1日当たり計画使用水量}}{\text{1日当たり使用時間}} \times 0.5 \sim 1\text{時間}$																																				
(3) 副貯水槽の有効容量は、越流、水撃作用等による事故を防ぐためボールタップの吐水量及び閉止時間を考慮して定めること。																																				
(4) 消火用水槽との兼用																																				
水質保全のため、消火用水は原則として別水槽とすること。消火用水を貯水槽容量に兼ねる場合でも、その容量は1日の使用量の範囲内とすること。																																				
44				44																																

改訂後

口径(mm)	75			100			150			動水勾配 (%)	流速 係数	No. 1														
	C=100			C=110			C=120						C=100			C=110			C=120							
	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150		
流量 (Q) ℓ/sec																										
0.5	0.51	0.56	0.61	0.71	1.07	1.18	1.29	1.50	3.13	3.44	3.75	4.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1.0	0.73	0.81	0.88	1.03	1.57	1.73	1.88	2.19	4.55	5.01	5.46	6.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1.5	0.92	1.01	1.10	1.28	1.95	2.14	2.33	2.72	5.66	6.23	6.80	7.93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2.0	1.07	1.18	1.28	1.50	2.27	2.50	2.73	3.18	6.62	7.28	7.94	9.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2.5	1.21	1.33	1.45	1.69	2.56	2.82	3.08	3.59	7.46	8.21	8.96	10.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3.0	1.33	1.47	1.60	1.86	2.83	3.12	3.40	3.96	8.23	9.06	9.88	11.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3.5	1.45	1.59	1.73	2.02	3.07	3.38	3.69	4.30	8.95	9.85	10.74	12.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4.0	1.55	1.71	1.86	2.18	3.30	3.63	3.96	4.63	9.62	10.58	11.54	13.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4.5	1.66	1.83	1.99	2.32	3.52	3.88	4.23	4.93	10.25	11.28	12.30	14.35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5.0	1.75	1.93	2.10	2.45	3.73	4.11	4.48	5.22	10.85	11.94	13.02	15.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6.0	1.93	2.13	2.32	2.71	4.12	4.54	4.95	5.77	11.97	13.17	14.37	16.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7.0	2.10	2.31	2.52	2.94	4.48	4.93	5.38	6.27	13.01	14.31	15.61	18.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8.0	2.26	2.49	2.71	3.16	4.81	5.30	5.78	6.74	13.99	15.39	16.78	19.58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9.0	2.41	2.65	2.89	3.37	5.13	5.65	6.16	7.18	14.90	16.39	17.88	20.86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10.0	2.55	2.81	3.06	3.57	5.43	5.98	6.52	7.60	15.78	17.36	18.93	22.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15.0	3.17	3.49	3.81	4.44	6.76	7.44	8.11	9.46	19.64	21.61	23.57	27.49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20.0	3.71	4.08	4.45	5.19	7.90	8.69	9.48	10.06	22.94	25.24	27.53	32.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25.0	4.18	4.60	5.02	5.85	8.90	9.80	10.69	12.47	25.88	28.47	31.05	36.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30.0	4.61	5.07	5.53	6.46	7.54	11.48	12.63	13.77	16.07	33.35	36.69	40.02	46.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40.0	5.39	5.93	6.46	7.54	11.48	12.63	13.77	16.07	33.35	36.69	40.02	46.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50.0	6.08	6.69	7.29	8.51	12.95	14.25	15.54	18.13	37.62	41.38	45.14	52.67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
60.0	6.71	7.38	8.05	9.39	14.29	15.72	17.15	20.00	41.51	45.67	49.82	58.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70.0	7.29	8.02	8.75	10.20	15.53	17.09	18.64	21.74	45.12	49.63	54.14	63.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80.0	7.83	8.62	9.40	10.97	16.69	18.36	20.03	23.37	48.49	53.34	58.19	67.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
90.0	8.35	9.19	10.02	11.69	17.79	19.57	21.35	24.90	51.68	56.85	62.01	72.35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100.0	8.84	9.73	10.62	12.37	18.83	20.72	22.60	26.36	54.70	60.17	65.64	76.58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
150.0	11.00	12.10	13.20	15.40	23.44	25.79	28.13	32.82	68.09	74.90	81.71	95.33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
200.0	12.85	14.14	15.42	17.99	27.38	30.12	32.86	38.33	79.54	87.49	95.44	111.35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
250.0	14.49	15.94	17.39	20.29	30.89	33.98	37.06	43.24	87.72	97.69	107.66	125.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
300.0	15.99	17.59	19.19	22.39	34.08	37.49	40.90	47.71	99.00	108.90	118.80	138.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
400.0	18.68	20.55	22.42	26.15	39.81	43.79	47.77	55.73	115.64	127.21	138.77	161.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
500.0	21.07	23.18	25.29	29.50	44.91	49.40	53.89	62.87	130.45	143.50	156.54	182.63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 3.4.4 ヘーゼン・ウイリアム公式流量表

流量 (Q)	流 量 (Q) ℓ/sec								動水勾配 (%)	口径 (mm)	75			100			150						
	C=100			C=110			C=120					C=100			C=110			C=120					
	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150	-	75	100	150			
No. 1													No. 1										
0.5	0.51	0.61	0.71	1.07	1.18	1.29	1.50	3.13	3.44	3.75	4.38	4.88	0.51	0.61	0.71	1.07	1.29	1.50	3.13	3.75	4.38	4.88	
1.0	0.73	0.88	0.98	1.35	1.47	1.58	1.80	3.59	4.00	4.31	4.93	5.45	0.73	0.88	0.98	1.35	1.47	1.58	1.80	3.59	4.00	4.31	4.93
1.5	0.92	1.01	1.10	1.47	1.56	1.65	1.86	3.88	4.29	4.60	5.22	5.74	0.92	1.01	1.10	1.47	1.56	1.65	1.86	3.88	4.29	4.60	5.22
2.0	1.07	1.18	1.28	1.65	1.74	1.84	2.05	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86	1.07	1.18	1.28	1.65	1.74	1.84	2.05	4.00	4.41	4.72	5.34
2.5	1.21	1.33	1.45	1.82	1.91	2.01	2.22	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86	1.21	1.33	1.45	1.82	1.91	2.01	2.22	4.00	4.41	4.72	5.34
3.0	1.33	1.47	1.60	2.06	2.15	2.24	2.45	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86	1.33	1.47	1.60	2.06	2.15	2.24	2.45	4.00	4.41	4.72	5.34
3.5	1.45	1.59	1.73	2.21	2.30	2.39	2.59	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86	1.45	1.59	1.73	2.21	2.30	2.39	2.59	4.00	4.41	4.72	5.34
4.0	1.55	1.71	1.86	2.34	2.43	2.52	2.72	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86	1.55	1.71	1.86	2.34	2.43	2.52	2.72	4.00	4.41	4.72	5.34
4.5	1.66	1.83	1.99	2.47	2.56	2.65	2.85	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86	1.66	1.83	1.99	2.47	2.56	2.65	2.85	4.00	4.41	4.72	5.34
5.0	1.75	1.93	2.10	2.54	2.63	2.72	2.92	4.00	4.41	4.72	5.34	5.86</											

## 改訂後

## 現行

No. 2

口径(mm)	流速 係数	200				250				300				
		C=100		C=110		C=120		C=140		C=100		C=110		
		動水勾配 (%/ <sub>00</sub> )	-	C=100	C=110	C=120	C=140	C=100	C=110	C=120	C=140	C=100	C=110	C=120
流量 (Q) ℓ/sec														
0.5	6.67	7.34	8.00	9.33	11.99	13.19	14.39	16.78	19.37	21.31	23.24	27.12		
1.0	9.70	10.67	11.63	13.57	17.43	19.18	20.92	24.40	28.16	30.98	33.79	39.42		
1.5	12.07	13.28	14.48	16.90	21.70	23.87	26.04	30.38	35.05	38.56	42.06	49.08		
2.0	14.10	15.51	16.92	19.74	25.35	27.89	30.42	35.49	40.95	45.05	49.14	57.33		
2.5	15.90	17.50	19.09	22.26	28.60	31.46	34.32	40.04	46.19	50.81	55.43	64.67		
3.0	17.55	19.31	21.06	24.57	31.56	34.72	37.87	44.18	50.97	58.57	66.16	71.36		
3.5	19.07	20.98	22.88	26.70	34.30	37.73	41.15	48.01	55.40	60.94	66.48	77.56		
4.0	20.50	22.55	24.60	28.69	36.86	40.55	44.23	51.61	59.54	65.50	71.45	83.36		
4.5	21.84	24.03	26.21	30.58	39.28	43.21	47.13	55.00	63.44	69.79	76.14	88.83		
5.0	23.12	25.44	27.75	32.37	41.58	45.74	49.90	58.21	67.16	73.88	80.60	94.03		
6.0	15.51	23.07	30.62	35.72	45.89	50.48	55.06	64.24	74.12	81.53	88.94	103.76		
7.0	27.73	30.50	33.27	38.82	49.87	54.86	59.84	69.81	80.55	88.61	96.66	112.77		
8.0	29.80	32.78	35.76	41.72	53.60	58.96	64.32	75.04	86.57	95.23	103.88	121.20		
9.0	31.76	34.94	38.11	44.46	57.12	62.83	68.54	79.96	92.26	101.49	110.71	129.16		
10.0	33.62	36.98	40.34	47.06	60.46	66.51	72.55	84.64	97.66	107.43	117.19	136.72		
15.0	41.85	46.04	50.22	58.59	75.26	82.79	90.31	105.37	121.57	133.73	145.88	170.19		
20.0	48.88	53.77	58.66	68.43	87.91	96.70	105.49	123.07	141.99	156.19	170.39	198.79		
25.0	55.14	60.91	66.67	77.20	99.17	109.09	119.00	138.84	160.18	176.20	192.22	224.25		
30.0	60.84	66.93	73.01	85.18	109.42	120.37	131.31	153.19	176.75	194.44	212.12	247.45		
40.0	71.07	78.18	85.28	99.50	127.81	140.60	153.38	178.94	206.45	227.10	247.74	289.03		
50.0	80.17	88.19	96.20	112.24	144.18	158.60	173.01	201.85	232.88	256.17	279.46	326.03		
60.0	88.47	97.32	106.16	123.85	159.10	175.01	190.92	222.74	256.98	282.68	308.38	359.78		
70.0	96.15	105.76	115.37	134.60	172.91	190.20	207.49	242.07	279.29	307.24	335.18	391.00		
80.0	103.37	113.69	124.00	144.66	185.83	204.42	223.00	260.17	300.17	330.19	360.20	420.23		
90.0	110.12	121.13	132.14	154.16	198.04	217.85	237.65	277.25	319.88	351.87	383.86	447.83		
100.0	116.56	128.22	139.88	163.19	209.63	230.60	251.56	293.49	338.61	372.47	406.33	474.05		
150.0	145.10	159.61	174.12	203.14	260.95	287.05	313.14	365.33	421.50	463.65	505.80	590.10		
200.0	169.94	186.66	203.38	237.28	304.81	335.29	365.77	426.73	492.33	541.57	590.81	689.28		
250.0	191.19	210.06	228.92	267.66	343.84	378.22	412.60	481.37	555.38	610.92	666.46	777.53		
300.0	210.96	232.06	253.16	295.35	379.40	417.34	455.28	531.16	612.88	674.14	735.39	857.96		
400.0	246.42	271.07	295.71	344.99	443.17	487.49	531.81	620.44	715.83	787.42	859.00	1,002.26		
500.0	277.98	305.78	333.58	389.17	449.93	524.92	599.91	699.90	807.50	888.25	969.00	1,130.51		

No. 2

流量 (Q) 口径 (mm)	流量 (Q) ℓ/sec							
	200		250		300			
	C=100	C=120	C=140	C=100	C=120	C=140	C=100	C=120
動水勾配 (%/ <sub>00</sub> )								
0.5	6.67	8.00	9.33	11.99	14.39	16.78	19.37	21.31
1.0	9.70	11.63	13.57	17.43	20.92	24.40	28.16	32.39
1.5	12.07	14.48	16.90	21.70	23.87	26.04	30.38	35.05
2.0	14.10	16.92	19.74	25.35	27.89	30.42	35.49	40.95
2.5	15.90	19.09	22.26	28.60	31.46	34.32	40.04	46.19
3.0	17.55	19.31	21.06	24.57	31.56	34.72	37.87	44.18
3.5	19.07	20.98	22.88	26.70	34.30	37.73	41.15	48.01
4.0	20.50	22.55	24.60	28.69	36.86	40.55	44.23	51.61
4.5	21.84	24.03	26.21	30.58	39.28	43.21	47.13	55.00
5.0	23.12	27.75	32.37	41.58	49.90	58.21	67.16	80.60
6.0	15.51	30.62	35.72	45.89	55.06	64.24	74.12	88.94
7.0	27.73	30.50	33.27	38.82	49.87	54.86	59.84	69.81
8.0	29.80	32.78	35.76	41.72	53.60	58.96	64.32	75.04
9.0	31.76	34.94	38.11	44.46	57.12	62.83	68.54	79.96
10.0	33.62	36.98	40.34	47.06	60.46	66.51	72.55	84.64
15.0	41.85	50.22	58.59	75.26	90.31	105.37	121.57	145.88
20.0	48.88	58.66	68.43	87.91	105.49	123.07	141.99	170.39
25.0	55.14	66.67	77.20	99.17	119.00	138.84	160.18	192.22
30.0	60.84	73.01	85.18	109.42	131.31	153.19	176.75	212.12
40.0	71.07	85.28	99.50	127.81	140.60	153.38	178.94	206.45
50.0	80.17	96.20	112.24	144.18	158.60	173.01	201.85	232.88
60.0	88.47	106.16	123.85	159.10	175.01	190.92	222.74	256.98
70.0	96.15	115.37	134.60	172.91	190.20	207.49	242.07	279.29
80.0	103.37	124.00	144.66	185.83	204.42	223.00	260.17	300.17
90.0	110.12	132.14	154.16	198.04	217.85	237.65	277.25	319.88
100.0	116.56	139.88	163.19	209.63	230.60	251.56	293.49	338.61
150.0	145.10	174.12	203.14	260.95	287.05	313.14	365.33	421.50
200.0	169.94	203.38	237.28	304.81	335.29	365.77	426.73	492.33
250.0	191.19	228.92	267.66	343.84	378.22	412.60	481.37	555.38
300.0	210.96	253.16	295.35	379.40	417.34	455.28	531.16	612.88
400.0	246.42	295.71	344.99	443.17	487.49	531.81	620.44	715.83
500.0	277.98	333.58	389.17	449.93	524.92	599.91	699.00	807.50

改訂後	現行																																								
<p><b>4.3 メータ一口径の決定</b></p> <p>メータ一口径の決定にあたっては、給水装置の使用実態に照らして適正な口径を決定しなければならない。</p> <p>なお、メーターは、給水管と同口径のものを設置しなければならない。</p> <p>ただし、口径13mmの場合、配管延長や高低差などで管理者が特別に認めた場合を除く。</p> <p>(1) 一般家庭用</p> <p>① 25mm以下の直結</p> <p>メータ一口径と同時使用水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ一口径</th> <th>同時使用水量</th> <th>13mmの水栓数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>25ℓ/min</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>41.6ℓ/min</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>50ℓ/min</td> <td>25以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般家庭の給水用具の平均使用水量(表 3.3.2)を11ℓ/minとし、同時使用水量比(表 3.3.4)にて算定</p> <p>給水栓口径が大きい場合の換算表（口径別流量を考慮）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水栓</th> <th>13mmの水栓に換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mmの水栓</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20mm "</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>25mm "</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水用具の標準使用水量(表 3.3.3)にて算定</p> <p>本基準は、一般の標準的な住宅などを対象としているので、それ以外のものは、取付器具等を考慮して措置すること。</p> <p>② 40mm以上の直結 口径40mm以上については、所要水量に基づき口径を定めること。</p> <p>③ 給水主管の決定 給水主管と分岐する小管の数との関係は次式及び表 3.4.6のとおりとする。 ただし、水圧に影響のある地形などの場合は別途考慮すること。</p> $N = \left( \frac{D}{d} \right)^{2.5} \quad D = (N \cdot d^{2.5})^{\frac{1}{2.5}}$ <p>N : 小管の数 D : 大管の直径 d : 小管の直径</p>	メータ一口径	同時使用水量	13mmの水栓数	13mm	25ℓ/min	5以下	20mm	41.6ℓ/min	15以下	25mm	50ℓ/min	25以下	水栓	13mmの水栓に換算	13mmの水栓	1	20mm "	2.5	25mm "	4.0	<p><b>4.3 メータ一口径の決定</b></p> <p>メータ一口径の決定にあたっては、給水装置の使用実態に照らして適正な口径を決定しなければならない。</p> <p>なお、メーターは、給水管と同口径のものを設置しなければならない。</p> <p>ただし、口径13mmの場合、配管延長や高低差などで管理者が特別に認めた場合を除く。</p> <p>(1) 一般家庭用</p> <p>① 25mm以下の直結</p> <p>メータ一口径と同時使用水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ一口径</th> <th>同時使用水量</th> <th>13mmの水栓数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>25ℓ/min</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>41.6ℓ/min</td> <td>6~15</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>50ℓ/min</td> <td>15~25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般家庭の給水用具の平均使用水量(表 3.3.2)を11ℓ/minとし、同時使用水量比(表 3.3.4)にて算定 ただし、13mmの水栓数のうち非常用水栓を除く。 非常用水栓とは、 1. 散水栓 2. 常時使用しないことが明確な水栓</p> <p>給水栓口径が大きい場合の換算表（口径別流量を考慮）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水栓</th> <th>13mmの水栓に換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mmの水栓</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20mm "</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>25mm "</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水用具の標準使用水量(表 3.3.3)にて算定</p> <p>本基準は、一般の標準的な住宅などを対象としているので、それ以外のものは、取付器具等を考慮して措置すること。</p> <p>② 40mm以上の直結 口径40mm以上については、所要水量に基づき口径を定めること。</p> <p>③ 給水主管の決定 給水主管と分岐する小管の数との関係は次式及び表 3.4.6のとおりとする。 ただし、水圧に影響のある地形などの場合は別途考慮すること。</p> $N = \left( \frac{D}{d} \right)^{2.5} \quad D = (N \cdot D^{2.5})^{\frac{1}{2.5}}$ <p>N : 小管の数 D : 大管の直径 d : 小管の直径</p>	メータ一口径	同時使用水量	13mmの水栓数	13mm	25ℓ/min	5以下	20mm	41.6ℓ/min	6~15	25mm	50ℓ/min	15~25	水栓	13mmの水栓に換算	13mmの水栓	1	20mm "	2.5	25mm "	4.0
メータ一口径	同時使用水量	13mmの水栓数																																							
13mm	25ℓ/min	5以下																																							
20mm	41.6ℓ/min	15以下																																							
25mm	50ℓ/min	25以下																																							
水栓	13mmの水栓に換算																																								
13mmの水栓	1																																								
20mm "	2.5																																								
25mm "	4.0																																								
メータ一口径	同時使用水量	13mmの水栓数																																							
13mm	25ℓ/min	5以下																																							
20mm	41.6ℓ/min	6~15																																							
25mm	50ℓ/min	15~25																																							
水栓	13mmの水栓に換算																																								
13mmの水栓	1																																								
20mm "	2.5																																								
25mm "	4.0																																								

改訂後	現行																																											
<p><b>4.3 メーター口径の決定</b></p> <p>メーター口径の決定にあたっては、給水装置の使用実態に照らして適正な口径を決定しなければならない。</p> <p>なお、メーターは、給水管と同口径のものを設置しなければならない。</p> <p>ただし、口径13mmの場合、配管延長や高低差などで管理者が特別に認めた場合を除く。</p> <p>(1) 一般家庭用</p> <p>① 25mm以下の直結</p> <p><b>メーター口径と同時使用水量</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>同時使用水量</th> <th>13mmの水栓数</th> <th>誓約書提出の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>25ℓ/min</td> <td>7以下</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>41.6ℓ/min</td> <td>15以下</td> <td>18以下</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>50ℓ/min</td> <td>25以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般家庭の給水用具の平均使用水量(表 3.3.2)を11ℓ/minとし、同時使用水量比(表 3.3.4)にて算定</p> <p><b>給水栓口径が大きい場合の換算表（口径別流量を考慮）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水栓</th> <th>13mmの水栓に換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mmの水栓</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20mm "</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>25mm "</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水用具の標準使用水量(表 3.3.3)にて算定</p> <p>本基準は、一般的標準的な住宅などを対象としているので、それ以外のものは、取付器具等を考慮して措置すること。</p> <p>② 40mm以上の直結</p> <p>口径40mm以上については、所要水量に基づき口径を定めること。</p> <p>③ 給水主管の決定</p> <p>給水主管と分岐する小管の数との関係は次式及び表 3.4.6のとおりとする。</p> <p>ただし、水圧に影響のある地形などの場合は別途考慮すること。</p> $N = \left(\frac{D}{d}\right)^{2.5}$ $D = (N \cdot d^{2.5})^{\frac{1}{2.5}}$ <p>N : 小管の数 D : 大管の直徑 d : 小管の直徑</p> <p><b>4.3 メーター口径の決定</b></p> <p>メーター口径の決定にあたっては、給水装置の使用実態に照らして適正な口径を決定しなければならない。</p> <p>なお、メーターは、給水管と同口径のものを設置しなければならない。</p> <p>ただし、口径13mmの場合、配管延長や高低差などで管理者が特別に認めた場合を除く。</p> <p>(1) 一般家庭用</p> <p>① 25mm以下の直結</p> <p><b>メーター口径と同時使用水量</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>同時使用水量</th> <th>13mmの水栓数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>25ℓ/min</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>41.6ℓ/min</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>50ℓ/min</td> <td>25以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般家庭の給水用具の平均使用水量(表 3.3.2)を11ℓ/minとし、同時使用水量比(表 3.3.4)にて算定</p> <p><b>給水栓口径が大きい場合の換算表（口径別流量を考慮）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水栓</th> <th>13mmの水栓に換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mmの水栓</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20mm "</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>25mm "</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水用具の標準使用水量(表 3.3.3)にて算定</p> <p>本基準は、一般的標準的な住宅などを対象としているので、それ以外のものは、取付器具等を考慮して措置すること。</p> <p>② 40mm以上の直結</p> <p>口径40mm以上については、所要水量に基づき口径を定めること。</p> <p>③ 給水主管の決定</p> <p>給水主管と分岐する小管の数との関係は次式及び表 3.4.6のとおりとする。</p> <p>ただし、水圧に影響のある地形などの場合は別途考慮すること。</p> $N = \left(\frac{D}{d}\right)^{2.5}$ $D = (N \cdot d^{2.5})^{\frac{1}{2.5}}$ <p>N : 小管の数 D : 大管の直徑 d : 小管の直徑</p>	メーター口径	同時使用水量	13mmの水栓数	誓約書提出の場合	13mm	25ℓ/min	7以下	10以下	20mm	41.6ℓ/min	15以下	18以下	25mm	50ℓ/min	25以下	-	水栓	13mmの水栓に換算	13mmの水栓	1	20mm "	2.5	25mm "	4.0	メーター口径	同時使用水量	13mmの水栓数	13mm	25ℓ/min	5以下	20mm	41.6ℓ/min	15以下	25mm	50ℓ/min	25以下	水栓	13mmの水栓に換算	13mmの水栓	1	20mm "	2.5	25mm "	4.0
メーター口径	同時使用水量	13mmの水栓数	誓約書提出の場合																																									
13mm	25ℓ/min	7以下	10以下																																									
20mm	41.6ℓ/min	15以下	18以下																																									
25mm	50ℓ/min	25以下	-																																									
水栓	13mmの水栓に換算																																											
13mmの水栓	1																																											
20mm "	2.5																																											
25mm "	4.0																																											
メーター口径	同時使用水量	13mmの水栓数																																										
13mm	25ℓ/min	5以下																																										
20mm	41.6ℓ/min	15以下																																										
25mm	50ℓ/min	25以下																																										
水栓	13mmの水栓に換算																																											
13mmの水栓	1																																											
20mm "	2.5																																											
25mm "	4.0																																											

改訂後											現行										
主管	枝管										主管	枝管									
	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250		13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
13mm	1										13mm	1									
20mm	3	1									20mm	3	1								
25mm	5	2	1								25mm	5	2	1							
40mm	17	6	3	1							40mm	17	6	3	1						
50mm	29	10	6	2	1						50mm	29	10	6	2	1					
75mm	80	27	16	5	3	1					75mm	80	27	16	5	3	1				
100mm	164	56	32	10	6	2	1				100mm	164	56	32	10	6	2	1			
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1			150mm	452	154	88	27	16	6	3	1		
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1		200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1	
250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1	250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1

(2) 営業用、その他

営業用、業務用等の使用水量は、器具の箇所別使用水量及び同時使用率をもちいて、口径を定めること。

(3) 貯水槽

1人1日当り使用水量、又は床面積当り使用水量に基づく水量などをもちいて、口径を定めること。

(4) メーターの性能

メーターの最大流量は表 3.4.7のとおりである。

給水管の最大流量は、メーターの最大流量を超過してはならない。

したがって、給水管口径決定に際しては、メーターの性能範囲に留意して計算を行うこと。

(表 3.4.7) メーターの最大流量

口 径 (mm)	最 大 流 量		参考 : 適正使用流量範囲	
	(m <sup>3</sup> /h)	(ℓ/min)	(m <sup>3</sup> /h)	1日24時間使用の時 (m <sup>3</sup> /日)
φ13	1.5 (2.5)	25.0 (41.6)	0.1~0.8	10
φ20	2.5 (4.0)	41.6 (66.6)	0.2~1.6	20
φ25	3.0 (6.3)	50.0 (105.0)	0.23~1.8	22
φ40	10.0	166.6	0.4~6.5	78
φ50 (上水ねじ)	12.0	200.0	2.0~20	(86) 180
φ50	20.0	333.3	4.0~40	360
φ75	40.0	666.6	6.0~60	576
φ100	60.0	1,000.0	7.5~90	1,080
φ150	144.0	2,400.0	13.0~156	1,872
φ200	240.0	4,000.0	17.5~210	2,520

※ ( )内数値は新基準値を示す。

表 3.4.6 給水管に対する分岐数

主管	枝管										主管	枝管									
	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250		13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
13mm	1										13mm	1									
20mm	3	1									20mm	3	1								
25mm	5	2	1								25mm	5	2	1							
40mm	17	6	3	1							40mm	17	6	3	1						
50mm	29	10	6	2	1						50mm	29	10	6	2	1					
75mm	80	27	16	5	3	1					75mm	80	27	16	5	3	1				
100mm	164	56	32	10	6	2	1				100mm	164	56	32	10	6	2	1			
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1			150mm	452	154	88	27	16	6	3	1		
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1		200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1	
250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1	250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1

(2) 営業用、その他

営業用、業務用等の使用水量は、器具の箇所別使用水量及び同時使用率をもちいて、口径を定めること。

(3) 貯水槽

1人1日当り使用水量、又は床面積当り使用水量に基づく水量などをもちいて、口径を定めること。

(4) メーターの性能

メーターの最大流量は表 3.4.7のとおりである。

給水管の最大流量は、メーターの最大流量を超過してはならない。

したがって、給水管口径決定に際しては、メーターの性能範囲に留意して計算を行うこと。

(表 3.4.7) メーターの最大流量

口 径 (mm)	最 大 流 量		参考 : 適正使用流量範囲	
	(m <sup>3</sup> /h)	(ℓ/min)	(m <sup>3</sup> /h)	1日24時間使用の時 (m <sup>3</sup> /日)
φ13	1.5	25.0	0.1~0.8	10
φ20	2.5	41.6	0.2~1.6	20
φ25	3.0	50.0	0.23~1.8	22
φ40	10.0	166.6	0.4~6.5	78
φ50	(12.0)	(200.0)	2.0~20	(86) 180
φ75	40.0	666.6	4.0~40	360
φ100	60.0	1,000.0	6.0~60	576
φ150	144.0	2,400.0	7.5~90	1,080
φ200	240.0	4,000.0	13.0~156	1,872
φ250	300.0	5,000.0	17.5~210	2,520

※ ( )内数値はネジ型を示す。

改訂後											現行												
表 3.4.6 給水管に対する分岐数												表 3.4.6 給水管に対する分岐数											
枝管	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250	枝管	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250		
13mm	1										13mm	1											
20mm	3	1									20mm	3	1										
25mm	5	2	1								25mm	5	2	1									
40mm	17	6	3	1							40mm	17	6	3	1								
50mm	29	10	6	2	1						50mm	29	10	6	2	1							
75mm	80	27	16	5	3	1					75mm	80	27	16	5	3	1						
100mm	164	56	32	10	6	2	1				100mm	164	56	32	10	6	2	1					
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1			150mm	452	154	88	27	16	6	3	1				
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1		200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1			
250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1	250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1		

改訂後											現行										
主管	枝管	改訂後										現行									
		13	20	25	40	50	75	100	150	200	250	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
13mm	1											1									
20mm	3	1										3	1								
25mm	5	2	1									5	2	1							
40mm	17	6	3	1								17	6	3	1						
50mm	29	10	6	2	1							29	10	6	2	1					
75mm	80	27	16	5	3	1						80	27	16	5	3	1				
100mm	164	56	32	10	6	2	1					164	56	32	10	6	2	1			
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1				452	154	88	27	16	6	3	1		
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1			928	316	181	56	32	12	6	2	1	
250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1		1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1

(2) 営業用、その他

営業用、業務用等の使用水量は、器具の箇所別使用水量及び同時使用率をもじいて、口径を定めること。

(3) 眇水槽

1人1日当り使用水量、又は床面積当り使用水量に基づく水量などをもじいて、口径を定めること。

(4) メーターの性能

メーターの最大流量は表 3.4.7のとおりである。

給水管の最大流量は、メーターの最大流量を超過してはならない。

したがって、給水管口径決定に際しては、メーターの性能範囲に留意して計算を行うこと。

(表 3.4.7) メーターの最大流量

口 径 (mm)	一時的使用(m <sup>3</sup> /h)		一日当たりの使用(m <sup>3</sup> /日)			
	10分/日以内	1時間/日以内	5時間/日以内	10時間/日以内	24時間/日	
φ13(上水ねじ)	2.5	1.5	4.5	7.0	12.0	
φ20(上水ねじ)	4.0	2.5	7.0	12.0	20.0	
φ25(上水ねじ)	6.3	4.0	11.0	18.0	30.0	
φ30(上水ねじ)	10.0	6.0	18.0	30.0	50.0	
φ40(上水ねじ)	10.0	6.0	18.0	30.0	50.0	
φ50(たて型)	50.0	30.0	87.0	140.0	250.0	
φ75(たて型)	78.0	47.0	138.0	218.0	390.0	
φ100(たて型)	125.0	74.5	218.0	345.0	620.0	

表 3.4.6 給水主管に対する分岐数

主管	枝管	改訂後										現行									
		13	20	25	40	50	75	100	150	200	250	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
13mm	1											1									
20mm	3	1										3	1								
25mm	5	2	1									5	2	1							
40mm	17	6	3	1								17	6	3	1						
50mm	29	10	6	2	1							29	10	6	2	1					
75mm	80	27	16	5	3	1						80	27	16	5	3	1				
100mm	164	56	32	10	6	2	1					164	56	32	10	6	2	1			
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1				452	154	88	27	16	6	3	1		
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1			928	316	181	56	32	12	6	2	1	
250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1		1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1

(2) 営業用、その他

営業用、業務用等の使用水量は、器具の箇所別使用水量及び同時使用率をもじいて、口径を定めること。

(3) 眇水槽

1人1日当り使用水量、又は床面積当り使用水量に基づく水量などをもじいて、口径を定めること。

(4) メーターの性能

メーターの最大流量は表 3.4.7のとおりである。

給水管の最大流量は、メーターの最大流量を超過してはならない。

したがって、給水管口径決定に際しては、メーターの性能範囲に留意して計算を行うこと。

(表 3.4.7) メーターの最大流量

口 径 (mm)	最大流量(m <sup>3</sup> /h)		適正使用流量範囲		1日24時間使用の時 (m <sup>3</sup> /日)	
	1時間/日以内	10分/日以内	1時間/日以内	10分/日以内	1時間/日以内	10分/日以内
φ13	1.5	2.5	0.1~1.0	12		
φ20	2.5	4.0	0.2~1.6	20		
φ25	4.0	6.3	0.23~2.5	30		
φ40	9.0	10.0	0.4~6.5	80		
φ50(上水ねじ)	12.0	12.0	2.0~20	86		
φ50(たて型)	30.0	50.0	1.25~17.0	250		
φ75	47.0	78.0	2.5~27.5	390		
φ100	74.5	125.0	4.0~44.0	620		
φ150	144.0	144.0	13.0~156	1,872		
φ200	240.0	240.0	17.5~210	2,520		

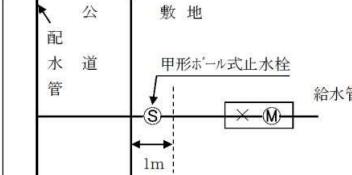
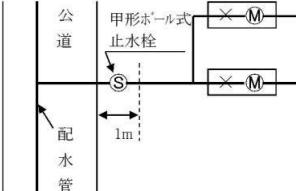
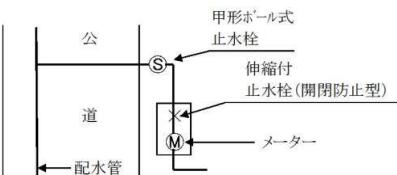
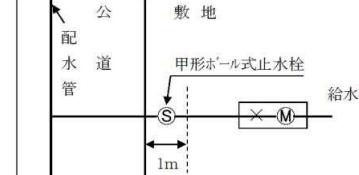
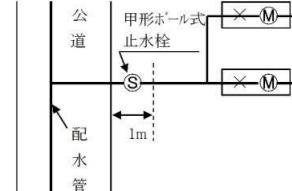
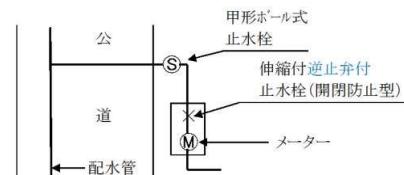
改訂後	現行																														
<p><b>申請手続方法</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>提 出 先</th><th>申請書提出者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道、国道（495号）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）</td><td>福岡県土整備事務所</td><td>上下水道課</td></tr> <tr> <td>直轄国道 国道3号</td><td>国道福岡維持出張所（東区水谷）</td><td>上下水道課</td></tr> <tr> <td>一般町道（公園、水路、里道、農林道）</td><td>新宮町都市整備課</td><td>指定工事業者</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 道路占用許可申請必要書類（県管理）      ① 平面図 ② 挖削断面図（掘削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要）③ 位置図      ④ 求積図 ⑤ 補装復旧断面図 ⑥ 横断図 ⑦ 字図 ⑧ 登記簿謄本 ⑨ 地下埋設物調査確認表 ⑩ 工程表 ⑪ 現地写真 ⑫ その他（県が指示した書類）</p> <p>(2) 道路占用許可申請必要書類（直轄国道）      ① 平面図 ② 挖削断面図（掘削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要）③ 位置図      ④ 求積図 ⑤ 補装復旧断面図 ⑥ 保安対策図 ⑦ 地下埋設物調査確認表 ⑧ 工程表      ⑨ 現地写真 ⑩ その他（国土交通省が指示した書類）</p> <p>7.2 道路使用許可申請手続      公共道路及びその他の道路等交通の用に供されている場所を掘削（使用）しようとする場合は、必ず所轄警察署へ道路使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。      この手続は施工事業者が実際の工程を組んで行う。</p> <p>7.3 挖削工事の禁止期間      (1) 道路の掘り返しの規制について〔国土交通省道路局通達〕      道路管理者は関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事を施工するよう努めるものとし、道路舗装工事完了後は原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルト舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講ずるものとする。      ただし、国道工事事務所管理のものに限る。</p> <p>(2) 町管理の道路について      舗装新設後は、次に掲げる期間は掘削工事を禁止する。      ただし、緊急を要するとき、又は町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。      ① 舗装道路については、舗装工事完了の日から3年</p>	区 分	提 出 先	申請書提出者	県道、国道（495号）			県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）	福岡県土整備事務所	上下水道課	直轄国道 国道3号	国道福岡維持出張所（東区水谷）	上下水道課	一般町道（公園、水路、里道、農林道）	新宮町都市整備課	指定工事業者	<p><b>申請手続方法</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>提 出 先</th><th>申請書提出者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道、国道（495号）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）</td><td>福岡土木事務所</td><td>上下水道課</td></tr> <tr> <td>直轄国道 国道3号</td><td>国道福岡維持出張所（麦野）</td><td>上下水道課</td></tr> <tr> <td>一般町道（公園、水路、里道、農林道）</td><td>新宮町都市整備課</td><td>指定工事業者</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 道路占用許可申請必要書類（直轄国道）      ① 平面図 ② 挖削断面図（掘削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要）③ 位置図      ④ 求積図 ⑤ 補装復旧断面図 ⑥ 保安対策図 ⑦ 地下埋設物調査確認表 ⑧ 工程表      ⑨ 現地写真 ⑩ その他（国土交通省が指示した書類）</p> <p>(2) 道路占用許可申請必要書類（県管理）      ① 平面図 ② 挖削断面図（掘削深さが1.5m以上は土留工詳細図も必要）③ 位置図      ④ 求積図 ⑤ 補装復旧断面図 ⑥ 横断図 ⑦ 字図 ⑧ 登記簿謄本 ⑨ 地下埋設物調査確認表 ⑩ 工程表 ⑪ 現地写真 ⑫ その他（県が指示した書類）</p> <p>7.2 道路使用許可申請手続      公共道路及びその他の道路等交通の用に供されている場所を掘削（使用）しようとする場合は、必ず所轄警察署へ道路使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。      この手続は施工事業者が実際の工程を組んで行う。</p> <p>7.3 挖削工事の禁止期間      (1) 道路の掘り返しの規制について〔国土交通省道路局通達〕      道路管理者は関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事を施工するよう努めるものとし、道路舗装工事完了後は原則として一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルト舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講ずるものとする。      ただし、国道工事事務所管理のものに限る。</p> <p>(2) 町管理の道路について      舗装新設後は、次に掲げる期間は掘削工事を禁止する。      ただし、緊急を要するとき、又は町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。      ① 舗装道路については、舗装工事完了の日から3年</p>	区 分	提 出 先	申請書提出者	県道、国道（495号）			県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）	福岡土木事務所	上下水道課	直轄国道 国道3号	国道福岡維持出張所（麦野）	上下水道課	一般町道（公園、水路、里道、農林道）	新宮町都市整備課	指定工事業者
区 分	提 出 先	申請書提出者																													
県道、国道（495号）																															
県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）	福岡県土整備事務所	上下水道課																													
直轄国道 国道3号	国道福岡維持出張所（東区水谷）	上下水道課																													
一般町道（公園、水路、里道、農林道）	新宮町都市整備課	指定工事業者																													
区 分	提 出 先	申請書提出者																													
県道、国道（495号）																															
県管理（公園、水路、河川、農林道、一部の里道、公共用地）	福岡土木事務所	上下水道課																													
直轄国道 国道3号	国道福岡維持出張所（麦野）	上下水道課																													
一般町道（公園、水路、里道、農林道）	新宮町都市整備課	指定工事業者																													

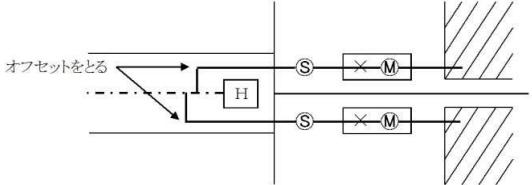
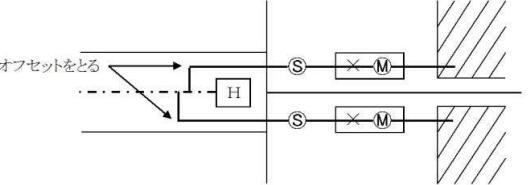
改訂後	現行																																																																																	
<p>水道工事を施工する際に提出する書類について</p> <p>【給水装置工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用住宅でφ13・20mmの場合 『事前申請不要』 必須 ( 2 3 ④ ⑤ ⑥ ) 水栓数が8~10まででφ13mmメーターを使用したい場合、 または水栓数が16~18まででφ20mmメーターを使用したい場合 ( 9 ) 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 ( 10 ⑪ ) 既設の井戸配管を再利用する場合 ( 15 ) 既設引き込み管を利用する場合 ( 19 )</li> <li>共同住宅の場合 『事前申請が必要』 必須 ( 1 2 3 ④ ⑤ ⑥ ) 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 ( 10 ⑪ ) 貯水槽を設置する場合 ( ⑫ ⑬ ) 貯水槽を設置しない場合 ( 8 ) 共用栓のメーターがある場合 ( 7 ) 出入口がオートロックの場合 ( ⑭ ) もしくは合鍵の貸出 大メーターを採用する場合 ( 7 ) 既設引き込み管を利用する場合 ( 19 )</li> <li>事業所の場合 『事前申請が必要』 必須 ( 1 2 3 ④ ⑤ ⑥ 7 ) 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 ( 10 ⑪ ) 貯水槽を設置する場合 ( ⑬ ) 貯水槽を設置しない場合 ( 8 ) 既設引き込み管を利用する場合 ( 19 )</li> </ul> <p>【開発等に伴う配水管(水道本管)工事】 『事前協議が必要』 必須 ( 16 ⑯ ⑰ )</p> <p>※()内の番号に該当する書類の提出が必要であり、○で囲まれた番号の書類は竣工時提出。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類一覧</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>給水装置工事使用資材一覧表</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>竣工検査届</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>上水道使用開始申請書</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>誓約書(止水栓より敷地側の管理)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>契約書(日当たり使用水量の契約)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>念書(貯水槽設置について)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>誓約書(水圧・水量の不足)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>一時用開始届</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>一時用中止届</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>貯水槽設置届</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>暗証番号報告書</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>私有施設配管利用願</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>竣工検査届(変更があれば図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>誓約書(既設引き込み管利用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【給水装置工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用住宅でφ13・20mmの場合 『事前申請不要』 必須 ( 2 3 ④ ⑤ ⑥ ) 水栓数が8~10まででφ13mmメーターを使用したい場合、 または水栓数が16~18まででφ20mmメーターを使用したい場合 ( 9 ) 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 ( 10 ⑪ ) 既設の井戸配管を再利用する場合 ( 15 )</li> <li>共同住宅の場合 『事前申請が必要』 必須 ( 1 2 3 ④ ⑤ ⑥ ) 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 ( 10 ⑪ ) 貯水槽を設置する場合 ( ⑫ ⑬ ) 貯水槽を設置しない場合 ( 8 ) 共用栓のメーターがある場合 ( 7 ) 出入口がオートロックの場合 ( ⑭ ) もしくは合鍵の貸出 大メーターを採用する場合 ( 7 )</li> <li>事業所の場合 『事前申請が必要』 必須 ( 1 2 3 ④ ⑤ ⑥ 7 ) 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合 ( 10 ⑪ ) 貯水槽を設置する場合 ( ⑬ ) 貯水槽を設置しない場合 ( 8 )</li> </ul> <p>【開発等に伴う配水管(水道本管)工事】 『事前協議が必要』 必須 ( 16 ⑯ ⑰ )</p> <p>※()内の番号に該当する書類の提出が必要であり、○で囲まれた番号の書類は竣工時提出。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類一覧</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>給水装置工事使用資材一覧表</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>竣工検査届</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>上水道使用開始申請書</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>誓約書(止水栓より敷地側の管理)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>契約書(日当たり使用水量の契約)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>念書(貯水槽設置について)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>誓約書(水圧・水量の不足)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>一時用開始届</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>一時用中止届</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>貯水槽設置届</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>暗証番号報告書</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>私有施設配管利用願</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>竣工検査届(変更があれば図面等も添付)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)</td> </tr> </tbody> </table>	書類一覧		No.	書類名	1	上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)	2	給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)	3	給水装置工事使用資材一覧表	4	竣工検査届	5	上水道使用開始申請書	6	誓約書(止水栓より敷地側の管理)	7	契約書(日当たり使用水量の契約)	8	念書(貯水槽設置について)	9	誓約書(水圧・水量の不足)	10	一時用開始届	11	一時用中止届	12	集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)	13	貯水槽設置届	14	暗証番号報告書	15	私有施設配管利用願	16	工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)	17	竣工検査届(変更があれば図面等も添付)	18	寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)	19	誓約書(既設引き込み管利用)	書類一覧		No.	書類名	1	上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)	2	給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)	3	給水装置工事使用資材一覧表	4	竣工検査届	5	上水道使用開始申請書	6	誓約書(止水栓より敷地側の管理)	7	契約書(日当たり使用水量の契約)	8	念書(貯水槽設置について)	9	誓約書(水圧・水量の不足)	10	一時用開始届	11	一時用中止届	12	集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)	13	貯水槽設置届	14	暗証番号報告書	15	私有施設配管利用願	16	工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)	17	竣工検査届(変更があれば図面等も添付)	18	寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)
書類一覧																																																																																		
No.	書類名																																																																																	
1	上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)																																																																																	
2	給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)																																																																																	
3	給水装置工事使用資材一覧表																																																																																	
4	竣工検査届																																																																																	
5	上水道使用開始申請書																																																																																	
6	誓約書(止水栓より敷地側の管理)																																																																																	
7	契約書(日当たり使用水量の契約)																																																																																	
8	念書(貯水槽設置について)																																																																																	
9	誓約書(水圧・水量の不足)																																																																																	
10	一時用開始届																																																																																	
11	一時用中止届																																																																																	
12	集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)																																																																																	
13	貯水槽設置届																																																																																	
14	暗証番号報告書																																																																																	
15	私有施設配管利用願																																																																																	
16	工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)																																																																																	
17	竣工検査届(変更があれば図面等も添付)																																																																																	
18	寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)																																																																																	
19	誓約書(既設引き込み管利用)																																																																																	
書類一覧																																																																																		
No.	書類名																																																																																	
1	上水道給水について(申請)(位置図・図面等も添付)																																																																																	
2	給水装置工事申込書(位置図・図面等も添付)																																																																																	
3	給水装置工事使用資材一覧表																																																																																	
4	竣工検査届																																																																																	
5	上水道使用開始申請書																																																																																	
6	誓約書(止水栓より敷地側の管理)																																																																																	
7	契約書(日当たり使用水量の契約)																																																																																	
8	念書(貯水槽設置について)																																																																																	
9	誓約書(水圧・水量の不足)																																																																																	
10	一時用開始届																																																																																	
11	一時用中止届																																																																																	
12	集合住宅の検針に関する業務契約(2部提出後に1部返却)																																																																																	
13	貯水槽設置届																																																																																	
14	暗証番号報告書																																																																																	
15	私有施設配管利用願																																																																																	
16	工事施工承認申請書(位置図・図面等も添付)																																																																																	
17	竣工検査届(変更があれば図面等も添付)																																																																																	
18	寄付採納願(位置図・最終図面等も添付)																																																																																	

改訂後	現行																																																																																																																						
<p style="text-align: center;"><b>新宮町水道加入金</b></p> <p>・水道利用加入金とは…</p> <p>新宮町では町民の暮らしに欠くことの出来ない水を確保するために絶えず多額の費用をかけて水道施設の整備・拡充を行っています。そこで、この費用の一部を水道利用者にも負担していただくのが水道利用加入金という制度です。</p> <p>この加入金は、水道の新設や口径を大きくする場合、申し込みの際に納めていただくもので加入金と水源補強費からなっています。</p> <p>※水道の新設や改造をする場合、別途調査手数料がかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">加入金(口径別)</th> <th colspan="2">調査手数料(非課税)</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額(消費税抜)</th> <th>水道メーター口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>100,000 ①</td> <td>13mm</td> <td>1,000 ⑨</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>150,000 ②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>230,000 ③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>410,000 ④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>700,000 ⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,250,000 ⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20mm以上</td> <td>10,000 ⑩</td> </tr> </tbody> </table> <p>水源補強費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契約水量及び戸数</th> <th>金額(消費税抜)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸</td> <td>200,000 ⑦</td> <td>水道メーター口径13mmで、1日当たりの使用水量が2m<sup>3</sup>未満の場合</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>当たり</td> <td>158,000 ⑧</td> <td>1日当たりの使用水量2m<sup>3</sup>/日以上 最少契約水量2m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 契約水量2m<sup>3</sup>/日以上の場合、契約書(別紙)を結ばなければならない。</p> <p>戸建専用住宅の場合</p> <p style="text-align: center;">※消費税率は令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">【13mm】</td> <td>加入金(税抜) 100,000 ①</td> <td>水源補強費(税抜) 200,000 ⑦</td> <td>消費税 30,000</td> <td>調査手数料 1,000 ⑨</td> <td>=</td> <td>¥331,000</td> </tr> <tr> <td>【20mm】</td> <td>加入金(税抜) 150,000 ②</td> <td>水源補強費(税抜) 318,000 [ 158,000 ⑧ × 2m<sup>3</sup> ]</td> <td>消費税 46,600</td> <td>調査手数料 10,000 ⑩</td> <td>=</td> <td>¥522,600</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">91-2</p>	加入金(口径別)		調査手数料(非課税)		量水器口径	金額(消費税抜)	水道メーター口径	金額	13mm	100,000 ①	13mm	1,000 ⑨	20mm	150,000 ②			25mm	230,000 ③			30mm	410,000 ④			40mm	700,000 ⑤			50mm	1,250,000 ⑥					20mm以上	10,000 ⑩	契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考	1戸	200,000 ⑦	水道メーター口径13mmで、1日当たりの使用水量が2m <sup>3</sup> 未満の場合	1m <sup>3</sup> 当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量2m <sup>3</sup> /日以上 最少契約水量2m <sup>3</sup>	【13mm】	加入金(税抜) 100,000 ①	水源補強費(税抜) 200,000 ⑦	消費税 30,000	調査手数料 1,000 ⑨	=	¥331,000	【20mm】	加入金(税抜) 150,000 ②	水源補強費(税抜) 318,000 [ 158,000 ⑧ × 2m <sup>3</sup> ]	消費税 46,600	調査手数料 10,000 ⑩	=	¥522,600	<p style="text-align: center;"><b>新宮町水道加入金</b></p> <p>・水道利用加入金とは…</p> <p>新宮町では町民の暮らしに欠くことの出来ない水を確保するために絶えず多額の費用をかけて水道施設の整備・拡充を行っています。そこで、この費用の一部を水道利用者にも負担していただくのが水道利用加入金という制度です。</p> <p>この加入金は、水道の新設や口径を大きくする場合、申し込みの際に納めていただくもので加入金と水源補強費からなっています。</p> <p>※水道の新設や改造をする場合、別途調査手数料がかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">加入金(口径別)</th> <th colspan="2">調査手数料(非課税)</th> </tr> <tr> <th>量水器口径</th> <th>金額(消費税抜)</th> <th>水道メーター口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>100,000 ①</td> <td>13mm</td> <td>1,000 ⑨</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>150,000 ②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>230,000 ③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>410,000 ④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>700,000 ⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,250,000 ⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20mm以上</td> <td>10,000 ⑩</td> </tr> </tbody> </table> <p>水源補強費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契約水量及び戸数</th> <th>金額(消費税抜)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸</td> <td>200,000 ⑦</td> <td>水道メーター口径13mmで、1日当たりの使用水量が2m<sup>3</sup>未満の場合</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>当たり</td> <td>158,000 ⑧</td> <td>1日当たりの使用水量2m<sup>3</sup>/日以上 最少契約水量2m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 契約水量2m<sup>3</sup>/日以上の場合、契約書(別紙)を結ばなければならない。</p> <p>戸建専用住宅の場合</p> <p style="text-align: center;">※消費税率は平成26年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">【13mm】</td> <td>加入金(税抜) 100,000 ①</td> <td>水源補強費(税抜) 200,000 ⑦</td> <td>消費税 30,000</td> <td>調査手数料 1,000 ⑨</td> <td>=</td> <td>¥325,000</td> </tr> <tr> <td>【20mm】</td> <td>加入金(税抜) 150,000 ②</td> <td>水源補強費(税抜) 158,000 ⑧ × 2m<sup>3</sup></td> <td>消費税 46,600</td> <td>調査手数料 10,000 ⑩</td> <td>=</td> <td>¥513,280</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">91-2</p>	加入金(口径別)		調査手数料(非課税)		量水器口径	金額(消費税抜)	水道メーター口径	金額	13mm	100,000 ①	13mm	1,000 ⑨	20mm	150,000 ②			25mm	230,000 ③			30mm	410,000 ④			40mm	700,000 ⑤			50mm	1,250,000 ⑥					20mm以上	10,000 ⑩	契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考	1戸	200,000 ⑦	水道メーター口径13mmで、1日当たりの使用水量が2m <sup>3</sup> 未満の場合	1m <sup>3</sup> 当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量2m <sup>3</sup> /日以上 最少契約水量2m <sup>3</sup>	【13mm】	加入金(税抜) 100,000 ①	水源補強費(税抜) 200,000 ⑦	消費税 30,000	調査手数料 1,000 ⑨	=	¥325,000	【20mm】	加入金(税抜) 150,000 ②	水源補強費(税抜) 158,000 ⑧ × 2m <sup>3</sup>	消費税 46,600	調査手数料 10,000 ⑩	=	¥513,280
加入金(口径別)		調査手数料(非課税)																																																																																																																					
量水器口径	金額(消費税抜)	水道メーター口径	金額																																																																																																																				
13mm	100,000 ①	13mm	1,000 ⑨																																																																																																																				
20mm	150,000 ②																																																																																																																						
25mm	230,000 ③																																																																																																																						
30mm	410,000 ④																																																																																																																						
40mm	700,000 ⑤																																																																																																																						
50mm	1,250,000 ⑥																																																																																																																						
		20mm以上	10,000 ⑩																																																																																																																				
契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考																																																																																																																					
1戸	200,000 ⑦	水道メーター口径13mmで、1日当たりの使用水量が2m <sup>3</sup> 未満の場合																																																																																																																					
1m <sup>3</sup> 当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量2m <sup>3</sup> /日以上 最少契約水量2m <sup>3</sup>																																																																																																																					
【13mm】	加入金(税抜) 100,000 ①	水源補強費(税抜) 200,000 ⑦	消費税 30,000	調査手数料 1,000 ⑨	=	¥331,000																																																																																																																	
【20mm】	加入金(税抜) 150,000 ②	水源補強費(税抜) 318,000 [ 158,000 ⑧ × 2m <sup>3</sup> ]	消費税 46,600	調査手数料 10,000 ⑩	=	¥522,600																																																																																																																	
加入金(口径別)		調査手数料(非課税)																																																																																																																					
量水器口径	金額(消費税抜)	水道メーター口径	金額																																																																																																																				
13mm	100,000 ①	13mm	1,000 ⑨																																																																																																																				
20mm	150,000 ②																																																																																																																						
25mm	230,000 ③																																																																																																																						
30mm	410,000 ④																																																																																																																						
40mm	700,000 ⑤																																																																																																																						
50mm	1,250,000 ⑥																																																																																																																						
		20mm以上	10,000 ⑩																																																																																																																				
契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考																																																																																																																					
1戸	200,000 ⑦	水道メーター口径13mmで、1日当たりの使用水量が2m <sup>3</sup> 未満の場合																																																																																																																					
1m <sup>3</sup> 当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量2m <sup>3</sup> /日以上 最少契約水量2m <sup>3</sup>																																																																																																																					
【13mm】	加入金(税抜) 100,000 ①	水源補強費(税抜) 200,000 ⑦	消費税 30,000	調査手数料 1,000 ⑨	=	¥325,000																																																																																																																	
【20mm】	加入金(税抜) 150,000 ②	水源補強費(税抜) 158,000 ⑧ × 2m <sup>3</sup>	消費税 46,600	調査手数料 10,000 ⑩	=	¥513,280																																																																																																																	

改訂後	現行
<p>③ メーター前でやむを得ず溝、川等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合、その他管理者が必要と認めたときは公道上に止水栓を設置し、露出配管の破損、腐食及び凍結には充分な対策を行うこと。</p> <p>④ 歩道に布設の配水管から、車道等を横断する場合は、配水管の布設してある歩道側にバルブを設置すること。また、メーター <math>\phi 50\text{mm}</math>以上で直結給水の場合は、メーターBOX内のメーター二側に逆止弁を使用する。</p> <p>③ メーター前でやむを得ず溝、川等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合、その他管理者が必要と認めたときは公道上に止水栓を設置し、露出配管の破損、腐食及び凍結には充分な対策を行うこと。</p> <p>④ 歩道に布設の配水管から、車道等を横断する場合は、配水管の布設してある歩道側にバルブを設置すること。</p> <p>※ メーター口径50mmの場合 ネジ式の場合は逆止弁付メーターユニオンを使用し、メーターBOXは樹脂製とし、フランジ付たて型メーターで直結式給水の場合は片フランジ逆止弁を使用し、大型メーターBOXとする。</p>	<p>③ メーター前でやむを得ず溝、川等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合、その他管理者が必要と認めたときは公道上に止水栓を設置し、露出配管の破損、腐食及び凍結には充分な対策を行うこと。</p> <p>④ 歩道に布設の配水管から、車道等を横断する場合は、配水管の布設してある歩道側にバルブを設置すること。</p> <p>※ メーター口径50mmの場合 ネジ式の場合は逆止弁付メーターユニオンを使用し、メーターBOXは樹脂製とし、フランジ付たて型メーターで直結式給水の場合は片フランジ逆止弁を使用し、大型メーターBOXとする。</p>

改訂後	現行
<p>③ メーター前でやむを得ず溝、川等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合、その他管理者が必要と認めたときは露出部分に止水栓を設置し、露出配管の破損、腐食及び凍結には充分な対策を行うこと。</p>	<p>③ メーター前でやむを得ず溝、川等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合、その他管理者が必要と認めたときは公道上に止水栓を設置し、露出配管の破損、腐食及び凍結には充分な対策を行うこと。</p>
<p>④ 歩道に布設の配水管から、車道等を横断する場合は、配水管の布設してある歩道側にバルブを設置すること。また、メーター <math>\phi 50\text{mm}</math> 以上の場合、メーターBOX内のメーター二次側に逆止弁を使用する。</p>	<p>④ 歩道に布設の配水管から、車道等を横断する場合は、配水管の布設してある歩道側にバルブを設置すること。また、メーター <math>\phi 50\text{mm}</math> 以上で直結給水の場合は、メーターBOX内のメーター二次側に逆止弁を使用する。</p>

改訂後	現行
<p>(2) 敷地内</p> <p>① 地下式メーターの場合</p> <p>ア. 口径40mm以下のメーター設置場所が、配水管の分岐位置から直線上であっても公私境界から1.0m以内の敷地に止水栓を設置すること。</p> <p>※やむを得ない状況により上記の箇所に設置できない場合は、上下水道課と協議すること。</p>  <p>イ. 2戸以上の同時引込み及び支管引用をする場合は、道路から引込んだ主管に止水栓を設置すること。</p> <p>(2戸以上の支管引用の場合)</p>  <p>ウ. 下図のようにメーターを設置する場合は、配水管の分岐点から直角線上の宅地内に止水栓を設置すること。</p> 	<p>(2) 敷地内</p> <p>① 地下式メーターの場合</p> <p>ア. 口径40mm以下のメーター設置場所が、配水管の分岐位置から直線上であっても公私境界から1.0m以内の敷地に止水栓を設置すること。</p> <p>※やむを得ない状況により上記の箇所に設置できない場合は、上下水道課と協議すること。</p>  <p>イ. 2戸以上の同時引込み及び支管引用をする場合は、道路から引込んだ主管に止水栓を設置すること。</p> <p>(2戸以上の支管引用の場合)</p>  <p>ウ. 下図のようにメーターを設置する場合は、配水管の分岐点から直角線上の宅地内に止水栓を設置すること。</p> 

改訂後	現行
<p>エ. 袋小路のところから引き込むときは下図のように配水管より垂直に分岐し折れ点の箇所はオフセットをとること。</p>  <p>② その他のバルブ等の設置及び取付け位置</p> <p>ア. 給水装置のうち <math>\phi 40mm</math> 以下は、メーターと同口径で伸縮付止水栓(開閉防止型)をメーター ボックス内に取り付けること。<math>\phi 50mm</math> 以上はソフトシール弁とし、その1m以内にメーターを設置すること。また、<math>\phi 50mm</math> 以上のメーターが公私境界より2m以内、又は分岐直線上に設置できない場合、ソフトシール弁は、公私境界から1m以内に1箇所とメーター手前1m以内に1箇所の合計2箇所設置すること。</p> <p>又、増設・改造工事を行う場合は、新設と同様の取付を原則とする。</p> <p>イ. メーターより二次側で数多く分岐する箇所にはバルブを設けることが望ましい。 これは修理を容易にするためである。</p> <p>ウ. 立給水栓には、アングル止水栓を取付けること。</p> <p>エ. 貯水槽(シスターを含む)等に取付けるボールタップ前には、バルブを取付けること。</p> <p>6. 給水管の配管</p> <p>給水装置工事の施工の良否において、配管は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。配管材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理を考慮し選定すること。なお、分岐部分からメーターまでの配管については、管理者が指定した構造・材質によること。その配管は、次のとおりである。</p> <p>6.1 分岐部からメーターまでの配管</p> <p>(1) 道路部分(公道上)からメーターまでに使用する給水管の管種は、口径により次のとおりとする。</p> <p>① 口径20mmから50mmの給水管は、水道用ポリエチレン管(JIS K 6762 1種二層管)とする。</p> <p>② 口径75mm以上の給水管は、水道用ダクタイル鉄管(JWWA G 112)又は水道配水用ポリエチレン管(JWWA・K144・K145)とする。</p> <p>(2) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓等の位置は、原則として口径により次のとおりとする。</p>	<p>エ. 袋小路のところから引き込むときは下図のように配水管より垂直に分岐し折れ点の箇所はオフセットをとること。</p>  <p>② その他のバルブ等の設置及び取付け位置</p> <p>ア. 給水装置にはメーターの上流側にメーターと同口径で、<math>13\sim40mm</math> までは伸縮付逆止弁付止水栓(開閉防止型)をメーター ボックス内に取付け、<math>50mm</math> 以上は仕切弁をメーターから1m以内の位置に設置し、メーターがねじ式の場合は下流側に逆止弁(単式)をメーター ボックス内に取り付け、フランジ式の場合は直結式給水方式の場合を除き、メーターのみを大型メーター ボックス内に設置すること。</p> <p>口径50mm以上のメーターが公私境界より2m以内、又は分岐直線上に設置できない場合は、仕切弁は2箇所設置すること。</p> <p>又、増設・改造工事を行う場合は、新設と同様の取付を原則とする。</p> <p>イ. メーターの下流で数多く分岐する箇所にはバルブを設けることが望ましい。 これは修理を容易にするためである。</p> <p>ウ. 立給水栓には、アングル止水栓を取付けること。</p> <p>エ. 貯水槽(シスターを含む)等に取付けるボールタップ前には、バルブを取付けること。</p> <p>6. 給水管の配管</p> <p>給水装置工事の施工の良否において、配管は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。配管材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理を考慮し選定すること。なお、分岐部分からメーターまでの配管については、管理者が指定した構造・材質によること。その配管は、次のとおりである。</p> <p>6.1 分岐部からメーターまでの配管</p> <p>(1) 道路部分(公道上)からメーターまでに使用する給水管の管種は、口径により次のとおりとする。</p> <p>① 口径20mmから50mmの給水管は、水道用ポリエチレン管(JIS K 6762 1種二層管)又は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP・JWWA・K129)とする。</p> <p>② 口径75mm以上の給水管は、水道用ダクタイル鉄管(JWWA G 112)又は水道配水用ポリエチレン管(JWWA・K144・K145)とする。</p> <p>(2) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓等の位置は、原則として口径により次のとおりとする。</p>

改訂後	現行
<p>エ. 袋小路のところから引き込むときは下図のように配水管より垂直に分岐し折れ点の箇所はオフセットをとること。</p> <p>② その他のバルブ等の設置及び取付け位置</p> <p>ア. 給水装置のうち <math>\phi 40</math>mm以下は、メーターと同口径で伸縮付止水栓(開閉防止型)をメーター ボックス内に取り付けること。<math>\phi 50</math>mm以上はソフトシール弁とし、その1m以内にメーターを設置すること。また、<math>\phi 50</math>mm以上のメーターが公私境界より2m以内、又は分岐直線上に設置できない場合、ソフトシール弁は、公私境界から1m以内に1箇所とメーター手前1m以内に1箇所の合計2箇所設置すること。</p> <p>又、増設・改造工事を行う場合は、新設と同様の取付を原則とする。</p> <p>イ. メーターより二次側で数多く分岐する箇所にはバルブを設けることが望ましい。</p> <p>これは修理を容易にするためである。</p> <p>ウ. 立給水栓には、アングル止水栓を取付けること。</p> <p>エ. 計水槽(シスターを含む)等に取付けるボールタップ前には、バルブを取付けること。</p> <p>6. 給水管の配管</p> <p>給水装置工事の施工の良否において、配管は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。</p> <p>配管材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理を考慮し選定すること。</p> <p>なお、分岐部分からメーターまでの配管については、管理者が指定した構造・材質によること。</p> <p>その配管は、次のとおりである。</p> <p>6.1 分岐部からメーターまでの配管</p> <p>(1) 道路部分(公道上)からメーターまでに使用する給水管の管種は、口径により次のとおりとする。</p> <p>① 口径20mmから50mmの給水管は、水道用ポリエチレン管(JIS K 6762 1種二層管)とする。</p> <p>② 口径75mm以上の給水管は、水道用ダクタイル鉄管(JWWA G 112)又は水道配水用ポリエチレン管(JWWA・K144・K145)とする。</p> <p>(2) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓等の位置は、原則として口径により次のとおりとする。</p>	<p>エ. 袋小路のところから引き込むときは下図のように配水管より垂直に分岐し折れ点の箇所はオフセットをとること。</p> <p>② その他のバルブ等の設置及び取付け位置</p> <p>ア. 給水装置のうち <math>\phi 40</math>mm以下は、メーターと同口径で伸縮付止水栓(開閉防止型)をメーター ボックス内に取り付けること。<math>\phi 50</math>mm以上はソフトシール弁とし、その1m以内にメーターを設置すること。また、<math>\phi 50</math>mm以上のメーターが公私境界より2m以内、又は分岐直線上に設置できない場合、ソフトシール弁は、公私境界から1m以内に1箇所とメーター手前1m以内に1箇所の合計2箇所設置すること。</p> <p>又、増設・改造工事を行う場合は、新設と同様の取付を原則とする。</p> <p>イ. メーターより二次側で数多く分岐する箇所にはバルブを設けることが望ましい。</p> <p>これは修理を容易にするためである。</p> <p>ウ. 立給水栓には、アングル止水栓を取付けること。</p> <p>エ. 計水槽(シスターを含む)等に取付けるボールタップ前には、バルブを取付けること。</p> <p>6. 給水管の配管</p> <p>給水装置工事の施工の良否において、配管は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接合方法及び工具を選択しなければならない。</p> <p>配管材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理を考慮し選定すること。</p> <p>なお、分岐部分からメーターまでの配管については、管理者が指定した構造・材質によること。</p> <p>その配管は、次のとおりである。</p> <p>6.1 分岐部からメーターまでの配管</p> <p>(1) 道路部分(公道上)からメーターまでに使用する給水管の管種は、口径により次のとおりとする。</p> <p>① 口径20mmから50mmの給水管は、水道用ポリエチレン管(JIS K 6762 1種二層管)とする。</p> <p>② 口径75mm以上の給水管は、水道用ダクタイル鉄管(JWWA G 112)又は水道配水用ポリエチレン管(JWWA・K144・K145)とする。</p> <p>(2) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓等の位置は、原則として口径により次のとおりとする。</p>

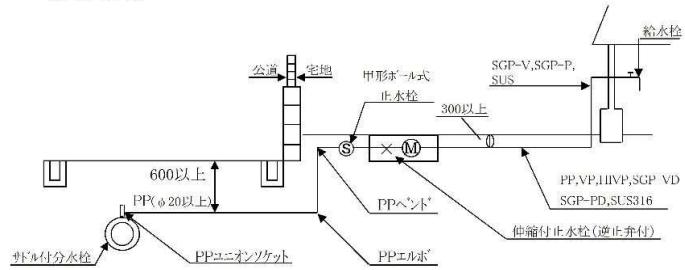
改訂後	現行
<p>① 口径20mmから40mmの給水管は、敷地部分の公私境界線の近くに甲形ボール式止水栓(キー ハンドル型)を設置する。</p> <p>② 口径50mm以上の給水管は、敷地部分の公私境界線の近くにソフトシール弁を設置する。</p> <p>③ <b>割T字管により分岐した給水管は、不断水分岐部(道路上)に仕切弁ボックスを設けること。</b></p> <p>(3) 道路部分に給水管を布設する際は、継手が極力少ない配管とすること。</p> <p>また、既設埋設物及び構造物に近接して配管するときは、0.3m以上離して布設すること。</p> <p>(4) 管の据付けにあたっては、管体に損傷部のないことを確認し、管内に土砂、その他不要なものがないように清掃して布設すること。</p> <p>(5) 給水管を配管する際は、防護のためサンドクッション(10cm)をとり、施工すること。</p> <p>(6) 給水管は、油類に侵されて水に臭気が移ることがあるので、ガソリンスタンド等のような油類が浸透するおそれがある所には浸透防止スリーブと専用バンドを使用のこと。</p> <p>(7) 給水管が側溝又は水路等を横断する場合は、その下に布設すること。</p> <p>ただし、やむを得ず開きよ断面内等に横架するときは、道路管理者又は水路管理者と協議し、配管材料等については事前に水道管理者と協議すること。</p> <p>なお、施工にあたっては、給水管が損傷しないように十分な措置を講じること。</p> <p>(8) 水路等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合は、道路上に止水栓を設置すること。</p> <p>(9) サンドプラスチック現象による漏水事故を防止するために、配水管分岐部からメーターまでの埋設する全ての給水管にポリエチレンスリーブで被覆し、固定バンドで固定すること。</p> <p>ただし、アパートなどメーターが奥に設置してある場合は公私境界から2m程度までとする。</p> <p>さらに、メカニカル継手用のボルト・ナットは、酸化被膜処理したものを使用すること。</p> <p>(10) メーターの設置場所は、需用者の敷地内とし、公私境界からできるだけ道路側の建物の外とする。</p> <p>なお、分岐から直角線上であることを原則とする。</p> <p>(11) メーター取付のユニオン・フランジの中心線は水平にし、メーターについては、その前後を鳥居型とすること。</p> <p>(12) フランジ接合などに用いるボルト・ナットはステンレス製とする。金属性異種管フランジ接合の場合は絶縁用ボルト・ナットを使用すること。</p>	<p>① 口径20mmから40mmの給水管は、敷地部分の公私境界線の近くに甲形ボール式止水栓(キー ハンドル型)を設置する。</p> <p>② 口径50mm以上の給水管は、敷地部分の公私境界線の近くにソフトシール弁を設置する。</p> <p>(3) 道路部分に給水管を布設する際は、継手が極力少ない配管とすること。</p> <p>また、既設埋設物及び構造物に近接して配管するときは、0.3m以上離して布設すること。</p> <p>(4) 管の据付けにあたっては、管体に損傷部のないことを確認し、管内に土砂、その他不要なものがないように清掃して布設すること。</p> <p>(5) 給水管を配管する際は、防護のためサンドクッション(10cm)をとり、施工すること。</p> <p>(6) 給水管は、油類に侵されて水に臭気が移ることがあるので、ガソリンスタンド等のような油類が浸透するおそれがある所には浸透防止スリーブと専用バンドを使用のこと。</p> <p>(7) 給水管が側溝又は水路等を横断する場合は、その下に布設すること。</p> <p>ただし、やむを得ず開きよ断面内等に横架するときは、道路管理者又は水路管理者と協議し、配管材料等については事前に水道管理者と協議すること。</p> <p>なお、施工にあたっては、給水管が損傷しないように十分な措置を講じること。</p> <p>(8) 水路等を横架する場合及び石垣等に露出配管する場合は、道路上に止水栓を設置すること。</p> <p>(9) サンドプラスチック現象による漏水事故を防止するために、配水管分岐部からメーターまでの埋設する全ての給水管にポリエチレンスリーブで被覆し、固定バンドで固定すること。</p> <p>ただし、アパートなどメーターが奥に設置してある場合は公私境界から2m程度までとする。</p> <p>さらに、メカニカル継手用のボルト・ナットは、酸化被膜処理したものを使用すること。</p> <p>(10) メーターの設置場所は、需用者の敷地内とし、公私境界からできるだけ道路側の建物の外とする。</p> <p>なお、分岐から直角線上であることを原則とする。</p> <p>(11) メーター取付のユニオン・フランジの中心線は水平にし、メーターについては、その前後を鳥居型とすること。</p> <p>(12) フランジ接合などに用いるボルト・ナットはステンレス製とする。金属性異種管フランジ接合の場合は絶縁用ボルト・ナットを使用すること。</p>

改訂後

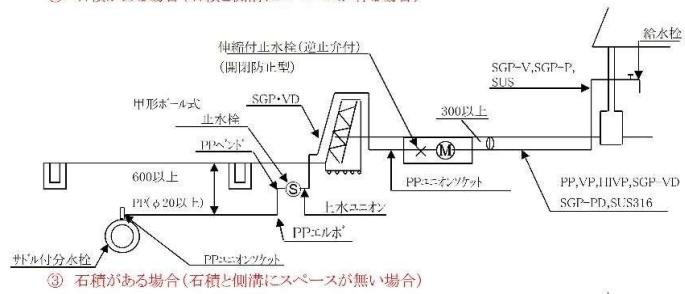
口径40mm以下の場合を示す。

ポリエチレン管の配管標準図

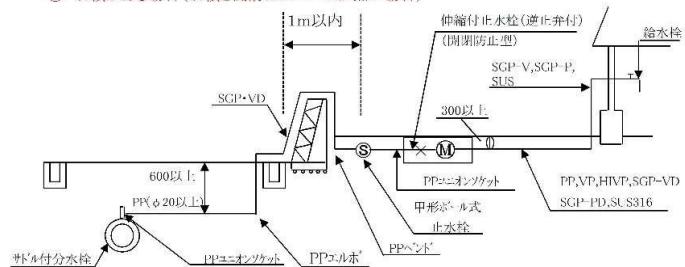
① 標準図



② 石積がある場合(石積と側溝にスペースが有る場合)



③ 石積がある場合(石積と側溝にスペースが無い場合)

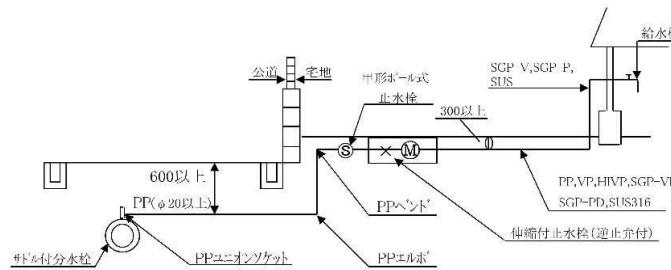


現行

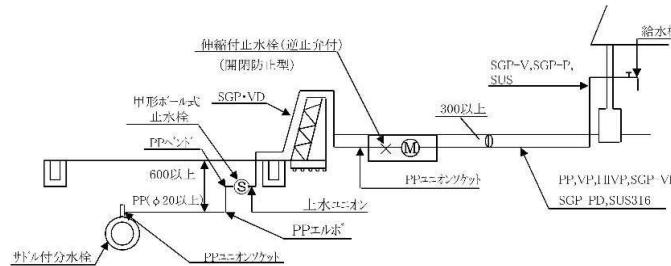
口径40mm以下の場合を示す。

ポリエチレン管の配管標準図

① 標準図



② 石積がある場合



改訂後	現行																
<p>(9) 集合住宅などの階段室にメーターBOXを左右に2箇所に分割してメーターを設置する場合のメーターBOXの開口幅は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>開口幅 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>W=1,000以上</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>W=1,300以上</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>W=1,600以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>7.3 水道メーターの管理 メーターは、常に清潔に保管し、その設置場所にメーターの設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物を置き、又は工作物を設けてはならない。 違反した場合は、町で必要な処置をなし、その費用はメーターの保管者が負担すること。</p> <p>7.4 水道メーターの種類 メーターの種類は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乾式直読メーター 指示機構部が水に覆われていない構造であるため、円読式メーターに比べて凍結時に故障しにくい。 また、1000以上表示が針の指針でなく数字車になっていて、その数字を直接読むものである。 なお、口径13mm～40mmに使用し、口径50mm～100mmはフランジタイプのたて型(乾式・湿式直読型)とする。</li> <li>(2) 集中検針用メーター 共同住宅の集中検針方式に使用されているメーターで集中検針盤で全メーターの指針を見ることが可能であり、電子式とリモート式があるが新規では設置は認めず、すべて各戸検針用の直読式メーターとする。</li> </ol> <p>7.5 水道メーターの規格及び性能 新宮町上下水道課と協議のこと。</p> <p>7.6 メーターBOX等の構造及び寸法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地下式メーターBOX <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小型メーターBOXの寸法及び取付寸法 (新宮町章付)</li> </ul> <p>※ 伸縮バルブとメーターのユニットの中心とメーターBOXの中心を合わせて設置すること。 ※ パッキン代見込寸法(25mm以下、双方で約6mm、40mm以上で双方約11mm)</p> </li> </ol>	メーター口径	開口幅 (mm)	13mm	W=1,000以上	20mm	W=1,300以上	25mm	W=1,600以上	<p>(9) 集合住宅などの階段室にメーターBOXを左右に2箇所に分割してメーターを設置する場合のメーターBOXの開口幅は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>開口幅 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>W=1,000以上</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>W=1,300以上</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>W=1,600以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>7.3 水道メーターの管理 メーターは、常に清潔に保管し、その設置場所にメーターの設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物を置き、又は工作物を設けてはならない。 違反した場合は、町で必要な処置をなし、その費用はメーターの保管者が負担すること。</p> <p>7.4 水道メーターの種類 メーターの種類は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乾式直読メーター 指示機構部が水に覆われていない構造であるため、円読式メーターに比べて凍結時に故障しにくい。 また、1000以上表示が針の指針でなく数字車になっていて、その数字を直接読むものである。 なお、口径13mm～40mmに使用し、口径50mm～100mmはフランジタイプのたて型(乾式・湿式直読型)とする。</li> <li>(2) 集中検針用メーター 共同住宅の集中検針方式に使用されているメーターで集中検針盤で全メーターの指針を見ることが可能であり、電子式とリモート式があるが電子式を採用している。</li> </ol> <p>7.5 水道メーターの規格及び性能 新宮町上下水道課と協議のこと。</p> <p>7.6 メーターBOX等の構造及び寸法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地下式メーターBOX <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小型メーターBOXの寸法及び取付寸法 (新宮町章付)</li> </ul> <p>※ パッキン代見込寸法(25mm以下、双方で約6mm、40mm以上で双方約11mm)</p> </li> </ol>	メーター口径	開口幅 (mm)	13mm	W=1,000以上	20mm	W=1,300以上	25mm	W=1,600以上
メーター口径	開口幅 (mm)																
13mm	W=1,000以上																
20mm	W=1,300以上																
25mm	W=1,600以上																
メーター口径	開口幅 (mm)																
13mm	W=1,000以上																
20mm	W=1,300以上																
25mm	W=1,600以上																

改訂後				現行																																																											
<p>表 5.7.1 メーターBOX設置サイズ及び取付寸法（化成品）</p> <p>寸法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>メーターBOXサイズ</th> <th>メーターの長さ</th> <th>メーター取付け間隔d (パッキン厚さ含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>20mm用</td> <td>165</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>25mm用</td> <td>190</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25mm用</td> <td>225</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>40mm用</td> <td>245</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 口径13・20mmは1サイズ大きいメーターBOXを使用すること。</p> <p>② 大型メーター（口径50mm以上）BOX</p> <p>ア. 現場打ちメーターBOX</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造及び寸法については図5.7.1及び表5.7.2を標準とすること。</li> <li>メーターBOX内に漏水、雨水等が侵入しても、常時排水可能な有効な措置を行うこと。</li> </ul> <p>イ. 既製品メーターBOX</p> <p>管理者が認めた承認品。</p> <p>ウ. 直結式給水の場合はメーターBOX内に逆流防止弁を設置すること。</p> <p>維持管理可能なメーターBOXを使用すること。</p> <p>なお、大型メーター（口径 <math>\phi</math> 50mm以上）については、メーターBOX、逆流防止弁、BOXの構造等については上下水道課と協議すること。</p> <p>（2）止水栓BOX</p> <p>① 止水栓BOXは管理者が認めた承認品を使用すること。（新宮町章付）</p> <p>※設置時は、止水栓の頭がBOXの中心になるように据え、設置後の外構工事等によるズレの無いよう注意すること。</p>				メーター口径	メーターBOXサイズ	メーターの長さ	メーター取付け間隔d (パッキン厚さ含む)	13	20mm用	165	171	20	25mm用	190	196	25	25mm用	225	231	40	40mm用	245	255	<p>表 5.7.1 メーターBOX基準寸法及び取付寸法（化成品）</p> <p>寸法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>メーターの長さ</th> <th>メーター取付け間隔d (パッキン厚さ含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>470</td> <td>180</td> <td>332</td> <td>165</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>470</td> <td>180</td> <td>332</td> <td>190</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>545</td> <td>180</td> <td>348</td> <td>225</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>640</td> <td>200</td> <td>410</td> <td>245</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>640</td> <td>200</td> <td>410</td> <td>245</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 口径50mmはメーターがネジ式の場合に用いる。（メーター+逆止弁付メーターユニオン）</p> <p>※ 口径13mmは口径20mm用BOXを使用。</p> <p>② 大型メーター（口径50mm以上）BOX</p> <p>ア. 現場打ちメーターBOX</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造及び寸法については図5.7.1及び表5.7.2を標準とすること。</li> <li>メーターBOX内に漏水、雨水等が侵入しても、常時排水可能な有効な措置を行うこと。</li> </ul> <p>イ. 既製品メーターBOX</p> <p>管理者が認めた承認品。</p> <p>ウ. 直結式給水の場合はメーターBOX内に逆流防止弁を設置すること。</p> <p>維持管理可能なメーターBOXを使用すること。</p> <p>なお、大型メーター（口径 <math>\phi</math> 50mm以上）については、メーターBOX、逆流防止弁、BOXの構造等については上下水道課と協議すること。</p>				口径	a	b	c	メーターの長さ	メーター取付け間隔d (パッキン厚さ含む)	13	470	180	332	165	171	20	470	180	332	190	196	25	545	180	348	225	231	40	640	200	410	245	255	50	640	200	410	245	255
メーター口径	メーターBOXサイズ	メーターの長さ	メーター取付け間隔d (パッキン厚さ含む)																																																												
13	20mm用	165	171																																																												
20	25mm用	190	196																																																												
25	25mm用	225	231																																																												
40	40mm用	245	255																																																												
口径	a	b	c	メーターの長さ	メーター取付け間隔d (パッキン厚さ含む)																																																										
13	470	180	332	165	171																																																										
20	470	180	332	190	196																																																										
25	545	180	348	225	231																																																										
40	640	200	410	245	255																																																										
50	640	200	410	245	255																																																										
114				114																																																											

改訂後

現行

図5.7.2 メーター廻り配管図

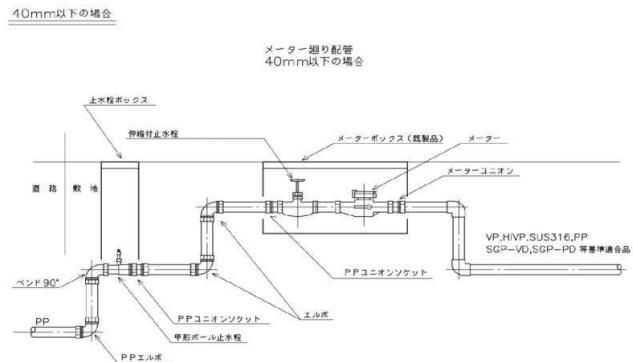
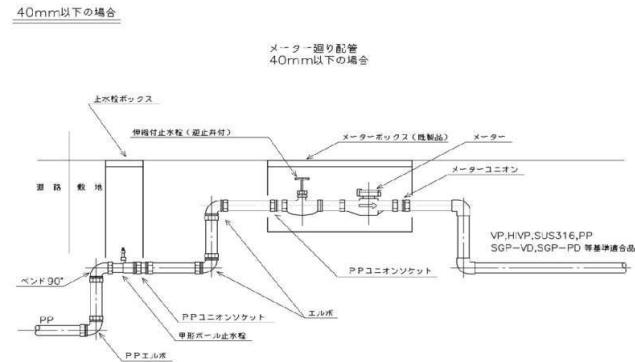
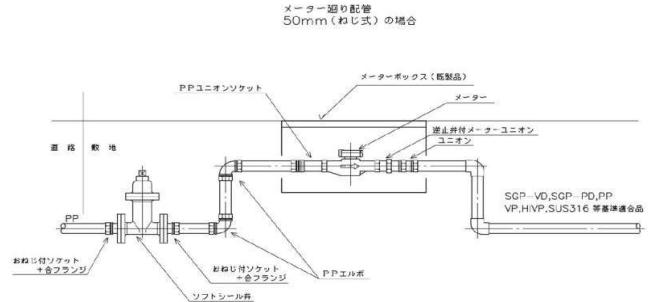


図5.7.2 メーター廻り配管図



50mmの場合



改訂後	現行
<p>ながら、厚さ15~20cm程度に敷均し、現地盤と同程度以上の密度となるように層毎に十分に締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。</p> <p>② 埋戻し前には、必ず管その他の構造物の損傷を確認し、管の移動を生じたりしないよう注意すること。</p> <p>また、他の構造物に損傷が確認されたものは、速やかに各占用管轄者に届出、指示に従うこと。</p> <p>③ 締固めは、タンバー、振動ローラー等の転圧機で行うこと。</p> <p>④ 溝水等がある場合は、ポンプ等により排水を完全に行つた後、埋戻しを行うこと。</p> <p>また、近隣に井戸などがある場合は、事前に影響調査を行うこと。</p> <p>⑤ 道路以外の埋戻しは、当該土地の所有者の指示に従うこと。</p> <p>9.2 道路復旧工事</p> <p>(1) 鋼装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。</p> <p>(2) 地下埋設物等の鉄蓋類を隠さないように注意し、交通安全録及び道路標識線等を傷つけた時は原形に復すること。</p> <p>(3) 路面本復旧を行うまでの間は、パトロールを定期的に行い、復旧路面の不陸等による事故発生の防止に努めること。</p> <p>(4) 仮復旧及び本復旧</p> <p>① 町管理の場合</p> <p>ア. 路面縦断掘削の仮復旧及び本復旧の構造は、掘削箇所の舗装種別と舗装厚を確認のうえ行い、道路管理者から特別な指示があった場合はこれに従うものとする。</p> <p>イ. 舗装道路の復旧面積は、道路管理者の指示によるものとする。</p> <p>ウ. 砂利道の復旧面積は、掘削面積の1.2倍とする。</p> <p>エ. 舗装後3年未満の箇所及びカーブ/ブロック歩道等、特殊な事情のある箇所は事前に道路管理者と協議し、復旧幅、構造等についてはその指示に従うこと。</p> <p>(5) 道路占用工事に係る許可事項（この許可事項は平成12年8月1日より適用する。）</p> <p>① 町道等を掘削する場合の路面復旧について</p> <p>原則は機械施工（振動ローラー転圧）できる幅であること。影響幅は掘削した幅から片側0.35mとするが（基本は路盤厚）、個々の状況により違うので随時協議すること。ただし、道路横断で掘削する場合は、0.5m以上とし、掘削幅と併せて最低2.0m以上となるようにする。また、縦断影響幅から道路の端または舗装の絶縁線、道路の切れ目等までが1.2mに満たない場合は道路の端まで復旧のこと。舗装構成はA交通の簡易舗装で表層T.5cmとする。</p> <p>ただし、下記の町道についてはB交通の高級舗装とし表層工+基層工とする。</p> <p>○町道 1号 的野～寺浦線 ○町道 5号 立花口～平山線 ○町道 12号 長尾～古川線 ○町道 57号 雲雀ヶ丘～浜線 ○町道127号 北尾2号線 ○町道341号 須川～卯戸線 ○町道410号 寺浦3号線 ○町道472号 花立花1号線</p> <p>○町道 4号 太刀洗線 ○町道 11号 下村～夜白線 ○町道 16号 緑ヶ浜～下府線（緑ヶ浜の一部を除く） ○町道 63号 宮山1号線 ○町道230号 三十ヶ浦線 ○町道351号 新開～卯戸線 ○町道411号 寺浦4号線 ○町道580号 長尾～汐人線</p> <p>○町道 2号 立花口～的野線 ○町道 8号 夜白～三代線 ○町道 12号 長尾～古川線 ○町道 16号 緑ヶ浜～下府線 ○町道 63号 宮山1号線 ○町道128号 北尾3号線 ○町道334号 前田1号線</p> <p>○町道 5号 立花口～平山線 ○町道 11号 下村～夜白線 ○町道 15号 北尾1号線 ○町道 57号 雲雀ヶ丘～浜線 ○町道127号 北尾2号線 ○町道230号 三十ヶ浦線 ○町道341号 須川～卯戸線</p>	<p>ながら、厚さ15~20cm程度に敷均し、現地盤と同程度以上の密度となるように層毎に十分に締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。</p> <p>② 埋戻し前には、必ず管その他の構造物の損傷を確認し、管の移動を生じたりしないよう注意すること。</p> <p>また、他の構造物に損傷が確認されたものは、速やかに各占用管轄者に届出、指示に従うこと。</p> <p>③ 締固めは、タンバー、振動ローラー等の転圧機で行うこと。</p> <p>④ 溝水等がある場合は、ポンプ等により排水を完全に行つた後、埋戻しを行うこと。</p> <p>また、近隣に井戸などがある場合は、事前に影響調査を行うこと。</p> <p>⑤ 道路以外の埋戻しは、当該土地の所有者の指示に従うこと。</p> <p>9.2 道路復旧工事</p> <p>(1) 鋼装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。</p> <p>(2) 地下埋設物等の鉄蓋類を隠さないように注意し、交通安全録及び道路標識線等を傷つけた時は原形に復すること。</p> <p>(3) 路面本復旧を行うまでの間は、パトロールを定期的に行い、復旧路面の不陸等による事故発生の防止に努めること。</p> <p>(4) 仮復旧及び本復旧</p> <p>① 町管理の場合</p> <p>ア. 路面縦断掘削の仮復旧及び本復旧の構造は、掘削箇所の舗装種別と舗装厚を確認のうえ行い、道路管理者から特別な指示があった場合はこれに従うものとする。</p> <p>イ. 舗装道路の復旧面積は、道路管理者の指示によるものとする。</p> <p>ウ. 砂利道の復旧面積は、掘削面積の1.2倍とする。</p> <p>エ. 舗装後3年未満の箇所及びカーブ/ブロック歩道等、特殊な事情のある箇所は事前に道路管理者と協議し、復旧幅、構造等についてはその指示に従うこと。</p> <p>(5) 道路占用工事に係る許可事項（この許可事項は平成12年8月1日より適用する。）</p> <p>① 町道等を掘削する場合の路面復旧について</p> <p>原則は機械施工（振動ローラー転圧）できる幅であること。掘削した幅から片側0.35mとするが（基本は路盤厚）、個々の状況により違うので随時協議すること。</p> <p>ただし、道路横断で掘削する場合は、0.5m～1.0mとする。</p> <p>また、影響幅から道路の端までが0.5mに満たない場合は道路の端まで復旧のこと。</p> <p>舗装構成はA交通の簡易舗装で表層T.5cmとする。</p> <p>ただし、下記の町道についてはB交通の高級舗装とし表層工+基層工とする。</p> <p>○町道 2号 立花口～的野線 ○町道 8号 夜白～三代線 ○町道 12号 長尾～古川線 ○町道 16号 緑ヶ浜～下府線 ○町道 63号 宮山1号線 ○町道128号 北尾3号線 ○町道334号 前田1号線</p> <p>○町道 5号 立花口～平山線 ○町道 11号 下村～夜白線 ○町道 15号 北尾1号線 ○町道 57号 雲雀ヶ丘～浜線 ○町道127号 北尾2号線 ○町道230号 三十ヶ浦線 ○町道341号 須川～卯戸線</p>

改訂後	現行
<p>次の地区及び路線については、通常の舗装構成と異なるため、申請前に必ず協議すること。</p> <p>【地区】 ○中央駅前地区 ○中央駅西地区 ○杉の宮地区</p> <p>【路線】 ○町道 2号 立花口～の野線 ○町道 8号 夜口～三代線 ○町道 15号 北尾1号線 ○町道 128号 北尾3号線 ○町道 334号 前川1号線</p> <p>② 占用物件の埋設物深さについて</p> <p>国土交通省基準に則り、上水道管は0.6m以上、下水道管(幹線部分)は1m以上以上すること。 歩道については0.6m以上とする。(マウンドアップした歩道は車道からの土被りで考えること。)</p> <p>③ その他</p> <p>転圧について、路盤は上層路盤で15cm以下毎、下層路盤は人力施工で15cm以下毎・機械施工で20cm以下毎に行うこと。(路床は20cm以下毎に転圧を行うこと。) 外側線、中央線等を損壊した場合は現状復旧のこと。着工前、施工中(舗装及び路盤厚と転圧状況の確認できるもの)、竣工の写真を必ず提出すること。</p> <p>④ 占用工事関係の路面復旧図</p> <p>A 交通 B 交通 【A・B 交通区別は交通量調査より】</p> <p>A…簡易舗装 B…高級舗装 歩道</p> <p>9.3 現場管理</p> <p>工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。</p> <p>(1) 工事の施工は、次の技術指針・基準等を参照すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査室一平成5年3月改正)</li> <li>② 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (国土交通省大臣官房技術参事官通達 昭和62年3月改正)</li> <li>③ 建設工事公衆災害防止対策要綱 (国土交通省事務次官通達一平成5年1月)</li> <li>④ 道路工事現場における表示施設等の設置基準 (国土交通省道路局長通達一昭和37年8月改正)</li> </ol>	<p>○町道351号 新聞～卯戸線 ○町道410号 寺浦3号線 ○町道411号 寺浦4号線</p> <p>○町道403号 下府～前新開線 ○町道411号 寺浦4号線</p> <p>② 占用物件の埋設物深さについて</p> <p>国土交通省基準に則り、上水道管は0.6m以上、下水道管(幹線部分)は1m以上以上すること。 歩道については0.6m以上とする。(マウンドアップした歩道は車道からの土被りで考えること。)</p> <p>③ その他</p> <p>転圧について、路盤は上層路盤で15cm以下毎、下層路盤は人力施工で15cm以下毎・機械施工で20cm以下毎に行うこと。(路床は20cm以下毎に転圧を行うこと。) 外側線、中央線等を損壊した場合は現状復旧のこと。 着工前、施工中(舗装及び路盤厚と転圧状況の確認できるもの)、竣工の写真を必ず提出すること。</p> <p>④ 占用工事関係の路面復旧図</p> <p>A 交通 B 交通 【A・B 交通区別は交通量調査より】</p> <p>A…簡易舗装 B…高級舗装 歩道</p> <p>9.3 現場管理</p> <p>工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。</p> <p>(1) 工事の施工は、次の技術指針・基準等を参照すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査室一平成5年3月改正)</li> <li>② 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (国土交通省大臣官房技術参事官通達 昭和62年3月改正)</li> <li>③ 建設工事公衆災害防止対策要綱 (国土交通省事務次官通達一平成5年1月)</li> <li>④ 道路工事現場における表示施設等の設置基準 (国土交通省道路局長通達一昭和37年8月改正)</li> </ol>

改訂後	現行																																							
様式1	様式1																																							
<p>新宮町長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>上水道給水について(申請)</p> <p>事業主住所 氏名 電話番号</p> <p>申請代理人社名 担当者名 連絡先</p> <p>このことについて、下記のとおり給水を申し込みますので、承認くださるようお願いします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 申 請 場 所</td> <td colspan="2">新宮町</td> </tr> <tr> <td>2 建 物 用 途</td> <td colspan="2">共同住宅・飲食店・事務所・その他( )</td> </tr> <tr> <td>3 給水管引込口径</td> <td colspan="2">20・25・40・50・75 mm</td> </tr> <tr> <td>4 設置メータ一口径と個数 (親メーター含む)</td> <td>13mm 20mm 親メーター口径 mm</td> <td>個 個 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25mm</td> <td>75mm</td> </tr> <tr> <td>5 必 要 書 類</td> <td colspan="2">位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20) 日当たり使用水量計算書</td> </tr> <tr> <td>6 そ の 他</td> <td colspan="2">受水槽容量計算書(様-19)</td> </tr> </table> <p>様-1</p>	1 申 請 場 所	新宮町		2 建 物 用 途	共同住宅・飲食店・事務所・その他( )		3 給水管引込口径	20・25・40・50・75 mm		4 設置メータ一口径と個数 (親メーター含む)	13mm 20mm 親メーター口径 mm	個 個 個		25mm	75mm	5 必 要 書 類	位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20) 日当たり使用水量計算書		6 そ の 他	受水槽容量計算書(様-19)		<p>新宮町長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>事業主住所 氏名 電話番号</p> <p>上水道給水について(申請)</p> <p>このことについて、下記のとおり給水を申し込みますので、承認くださるようお願いします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 申 請 場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 申 請 戸 数</td> <td colspan="2">戸</td> </tr> <tr> <td>3 給水管口径</td> <td colspan="2">m/m</td> </tr> <tr> <td>4 契約使用水量</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>受水槽 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>5 添 付 書 類</td> <td colspan="2">位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20)</td> </tr> <tr> <td>6 そ の 他</td> <td colspan="2">受水槽容量計算書(様-19)</td> </tr> </table> <p>様-1</p>	1 申 請 場 所			2 申 請 戸 数	戸		3 給水管口径	m/m		4 契約使用水量	m <sup>3</sup> /日	受水槽 m <sup>3</sup>	5 添 付 書 類	位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20)		6 そ の 他	受水槽容量計算書(様-19)	
1 申 請 場 所	新宮町																																							
2 建 物 用 途	共同住宅・飲食店・事務所・その他( )																																							
3 給水管引込口径	20・25・40・50・75 mm																																							
4 設置メータ一口径と個数 (親メーター含む)	13mm 20mm 親メーター口径 mm	個 個 個																																						
	25mm	75mm																																						
5 必 要 書 類	位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20) 日当たり使用水量計算書																																							
6 そ の 他	受水槽容量計算書(様-19)																																							
1 申 請 場 所																																								
2 申 請 戸 数	戸																																							
3 給水管口径	m/m																																							
4 契約使用水量	m <sup>3</sup> /日	受水槽 m <sup>3</sup>																																						
5 添 付 書 類	位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20)																																							
6 そ の 他	受水槽容量計算書(様-19)																																							

改訂後	現行
<p>別紙</p> <p>加入金誓約書</p> <p>年　月　日</p> <p>新宮町長　殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>新宮町水道事業水道利用加入金規程を尊重し、下記の通り契約します。</p> <p>記</p> <p>1 水道利用申請場所 糟屋郡新宮町</p> <p>2 契約水量　立法メートル／日</p> <p>3 契約水量を超過した場合は、直ちに変更契約を行い、別表2による水源補強費の差額を納付いたします。</p> <p>様-2</p>	<p>様式2</p> <p>契 約 書</p> <p>年　月　日</p> <p>新宮町長　殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>新宮町水道事業水道利用加入金規程を尊重し、下記の通り契約します。</p> <p>記</p> <p>1 水道利用申請場所 糟屋郡新宮町大字　番地</p> <p>2 契約水量　m<sup>3</sup>／日 (1日5m<sup>3</sup>以上についてはその都度協議する。)</p> <p>3 契約水量を超過した場合は、直ちに変更契約を行い、別表2による水源補強費の差額を納付いたします。</p> <p>4 前項に違反した場合、給水停止の処分を受けても不服申立等はいたしません。</p> <p>様-2</p>

改訂後	現行
<p>別紙</p> <p>加入金誓約書</p> <p>年 月 日</p> <p>新宮町長 殿</p> <p>申請者 住所 氏名 <input type="checkbox"/></p> <p>新宮町水道条例第7条または、新宮町簡易水道条例第7条の規定に従い、下記のとおり契約します。</p> <p>記</p> <p>1 水道利用申請場所 糟屋郡新宮町</p> <p>2 契約水量 立方メートル／日</p> <p>3 契約水量を超過した場合は、直ちに変更契約を行い、別表2による水源補強費の差額を納付いたします。</p> <p>様-2</p>	<p>別紙</p> <p>加入金誓約書</p> <p>年 月 日</p> <p>新宮町長 殿</p> <p>申請者 住所 氏名 <input type="checkbox"/></p> <p>新宮町水道事業水道利用加入金規程を尊重し、下記の通り契約します。</p> <p>記</p> <p>1 水道利用申請場所 糟屋郡新宮町</p> <p>2 契約水量 立方メートル／日</p> <p>3 契約水量を超過した場合は、直ちに変更契約を行い、別表2による水源補強費の差額を納付いたします。</p> <p>様-2</p>

改訂後							現行																																																																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;"><b>給水装置 新設・改造 工事申込書</b></p> <p><u>新宮町長 殿</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日 申込</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申込者</td> <td>住 所 (フリガナ)</td> <td>氏 名</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">㊞ TEL</td> </tr> <tr> <td>施工者</td> <td>住 所 (フリガナ)</td> <td>(指定給水装置工事事業者) 氏 名</td> <td style="text-align: right;">㊞ TEL</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事 主任技術者</td> <td>氏 名</td> <td>主任技術者免除交付番号( )</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記の場所に給水装置工事の施工を申請します。 なお、工事完了までの間は、給水用途を一時用とし、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例第15条から第20条を遵守し、第8条に規定する指定給水装置工事事業者の責任とします。また、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例並びに新宮町指定給水装置工事事業者規程等の諸規定も併せて遵守します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設置場所</td> <td colspan="3">新宮町</td> </tr> <tr> <td>給水用途</td> <td>一般家庭用・営業用</td> <td>量水器口径 mm</td> <td>給水栓数 個</td> </tr> <tr> <td colspan="4">給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。《申請者と土地所有者が同一でない場合記入》</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3">年 月 日 氏名 ㊞</td> </tr> <tr> <td colspan="4">新宮町水道事業水道利用加入金規定第5条第3号(町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者または相続、贈与もしくは分家により自己専用住居を建築する場合)に該当するため加入金の減免を申請いたします。 氏名 ㊞</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">台帳番号</td> <td>号</td> <td>種 別</td> <td>納付番号</td> <td>金 額</td> <td>収入年月日</td> </tr> <tr> <td>量水器口径</td> <td>mm</td> <td>調査手数料</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>量水器番号</td> <td></td> <td>番 加 入 金</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>量水器型式(桁数)</td> <td>上水ねじ・ウォルトマン( 桁)</td> <td>水 源 補 強 費</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>水 栓 番 号</td> <td>No.</td> <td>消 費 税</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">担当者</td> <td>担 当</td> <td>主 査</td> <td>主 幹</td> <td>課長補佐</td> <td>課 長</td> <td>決 裁 許 可</td> </tr> </table>							申込者	住 所 (フリガナ)	氏 名	㊞ TEL	施工者	住 所 (フリガナ)	(指定給水装置工事事業者) 氏 名	㊞ TEL	給水装置工事 主任技術者	氏 名	主任技術者免除交付番号( )		設置場所	新宮町			給水用途	一般家庭用・営業用	量水器口径 mm	給水栓数 個	給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。《申請者と土地所有者が同一でない場合記入》				住 所	年 月 日 氏名 ㊞			新宮町水道事業水道利用加入金規定第5条第3号(町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者または相続、贈与もしくは分家により自己専用住居を建築する場合)に該当するため加入金の減免を申請いたします。 氏名 ㊞				台帳番号	号	種 別	納付番号	金 額	収入年月日	量水器口径	mm	調査手数料	No.	・	・	量水器番号		番 加 入 金	No.	・	・	量水器型式(桁数)	上水ねじ・ウォルトマン( 桁)	水 源 補 強 費	No.	・	・	水 栓 番 号	No.	消 費 税	No.	・	・	担当者	担 当	主 査	主 幹	課長補佐	課 長	決 裁 許 可	<p style="text-align: center;">様式3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">担当者</td> <td>担 当</td> <td>主 査</td> <td>主 幹</td> <td>課長補佐</td> <td>課 長</td> <td>決 裁 許 可</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>給水装置 新設・改造 工事申込書</b></p> <p><u>新宮町長 殿</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 申込</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申込者</td> <td>住 所 (フリガナ)</td> <td>氏 名</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">㊞ TEL</td> </tr> <tr> <td>施工者</td> <td>住 所 (フリガナ)</td> <td>(指定給水装置工事事業者) 氏 名</td> <td style="text-align: right;">㊞ TEL</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事 主任技術者</td> <td>氏 名</td> <td>主任技術者免除交付番号( )</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記の場所に給水装置工事の施工を申請いたします。 尚、工事完了までの間は、給水用途を一時用とし、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例第15条から第20条を遵守し、第8条に規定する指定給水装置工事事業者の責任とします。又、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例並びに新宮町指定給水装置工事事業者規程等の諸規定も併せて遵守いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設置場所</td> <td colspan="3">新宮町</td> </tr> <tr> <td>給水用途</td> <td>一般家庭用・営業用</td> <td>世帯人員</td> <td>人 給水栓数 個</td> </tr> <tr> <td>その他( )</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>量水器口径 mm</td> <td>受水容量 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="4">給水装置工事の為、給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3">平成 年 月 日 氏名 ㊞</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3">平成 年 月 日 氏名 ㊞</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受付年月日</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">町 納 金</td> </tr> <tr> <td>台帳番号</td> <td>号</td> <td>種 别</td> <td>納付番号</td> <td>金 額</td> <td>収入年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>量水器口径</td> <td>mm</td> <td>調査手数料</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>量水器番号</td> <td></td> <td>番 加 入 金</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>建築確認番号</td> <td></td> <td>水 源 補 强 費</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>着工年月日</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>消 費 税</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>住定年月日</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>工 事 負 担 金</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>土地購入年月日</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一時使用料金</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>水栓番号</td> <td>No.</td> <td>その他( )</td> <td>No.</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>							担当者	担 当	主 査	主 幹	課長補佐	課 長	決 裁 許 可	申込者	住 所 (フリガナ)	氏 名	㊞ TEL	施工者	住 所 (フリガナ)	(指定給水装置工事事業者) 氏 名	㊞ TEL	給水装置工事 主任技術者	氏 名	主任技術者免除交付番号( )		設置場所	新宮町			給水用途	一般家庭用・営業用	世帯人員	人 給水栓数 個	その他( )	m <sup>3</sup> /日	量水器口径 mm	受水容量 m <sup>3</sup>	給水装置工事の為、給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。				住 所	平成 年 月 日 氏名 ㊞			住 所	平成 年 月 日 氏名 ㊞			受付年月日	・	・	・	町 納 金			台帳番号	号	種 别	納付番号	金 額	収入年月日		量水器口径	mm	調査手数料	No.	・	・	・	量水器番号		番 加 入 金	No.	・	・	・	建築確認番号		水 源 補 强 費	No.	・	・	・	着工年月日	・	・	消 費 税	No.	・	・	住定年月日	・	・	工 事 負 担 金	No.	・	・	土地購入年月日	・	・	一時使用料金	No.	・	・	水栓番号	No.	その他( )	No.	・	・	・
申込者	住 所 (フリガナ)	氏 名	㊞ TEL																																																																																																																																																																																									
施工者	住 所 (フリガナ)	(指定給水装置工事事業者) 氏 名	㊞ TEL																																																																																																																																																																																									
給水装置工事 主任技術者	氏 名	主任技術者免除交付番号( )																																																																																																																																																																																										
設置場所	新宮町																																																																																																																																																																																											
給水用途	一般家庭用・営業用	量水器口径 mm	給水栓数 個																																																																																																																																																																																									
給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。《申請者と土地所有者が同一でない場合記入》																																																																																																																																																																																												
住 所	年 月 日 氏名 ㊞																																																																																																																																																																																											
新宮町水道事業水道利用加入金規定第5条第3号(町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者または相続、贈与もしくは分家により自己専用住居を建築する場合)に該当するため加入金の減免を申請いたします。 氏名 ㊞																																																																																																																																																																																												
台帳番号	号	種 別	納付番号	金 額	収入年月日																																																																																																																																																																																							
量水器口径	mm	調査手数料	No.	・	・																																																																																																																																																																																							
量水器番号		番 加 入 金	No.	・	・																																																																																																																																																																																							
量水器型式(桁数)	上水ねじ・ウォルトマン( 桁)	水 源 補 強 費	No.	・	・																																																																																																																																																																																							
水 栓 番 号	No.	消 費 税	No.	・	・																																																																																																																																																																																							
担当者	担 当	主 査	主 幹	課長補佐	課 長	決 裁 許 可																																																																																																																																																																																						
担当者	担 当	主 査	主 幹	課長補佐	課 長	決 裁 許 可																																																																																																																																																																																						
申込者	住 所 (フリガナ)	氏 名	㊞ TEL																																																																																																																																																																																									
施工者	住 所 (フリガナ)	(指定給水装置工事事業者) 氏 名	㊞ TEL																																																																																																																																																																																									
給水装置工事 主任技術者	氏 名	主任技術者免除交付番号( )																																																																																																																																																																																										
設置場所	新宮町																																																																																																																																																																																											
給水用途	一般家庭用・営業用	世帯人員	人 給水栓数 個																																																																																																																																																																																									
その他( )	m <sup>3</sup> /日	量水器口径 mm	受水容量 m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																									
給水装置工事の為、給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。																																																																																																																																																																																												
住 所	平成 年 月 日 氏名 ㊞																																																																																																																																																																																											
住 所	平成 年 月 日 氏名 ㊞																																																																																																																																																																																											
受付年月日	・	・	・	町 納 金																																																																																																																																																																																								
台帳番号	号	種 别	納付番号	金 額	収入年月日																																																																																																																																																																																							
量水器口径	mm	調査手数料	No.	・	・	・																																																																																																																																																																																						
量水器番号		番 加 入 金	No.	・	・	・																																																																																																																																																																																						
建築確認番号		水 源 補 强 費	No.	・	・	・																																																																																																																																																																																						
着工年月日	・	・	消 費 税	No.	・	・																																																																																																																																																																																						
住定年月日	・	・	工 事 負 担 金	No.	・	・																																																																																																																																																																																						
土地購入年月日	・	・	一時使用料金	No.	・	・																																																																																																																																																																																						
水栓番号	No.	その他( )	No.	・	・	・																																																																																																																																																																																						
様-3							様-3																																																																																																																																																																																					

## 改訂後

## 現行

給水装置 新設・改造 工事申込書						
新宮町長 殿						
年 月 日 申込						
申込者 住所 (フリガナ) 氏名	TEL					
施工者 住所 (フリガナ) (指定給水装置工事事業者) 氏名	TEL					
給水装置工事 氏名 主任技術者	TEL					
下記の場所に給水装置工事の施工を申請します。 なお、工事完了までの間は、給水用途を一時用とし、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例第15条から第20条を遵守し、第8条に規定する指定給水装置工事事業者の責任とします。また、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例並びに新宮町指定給水装置工事事業者規程等の諸規定も併せて遵守します。						
設置場所 新宮町	給水用途 一般家庭用・営業用	量水器口径 mm	給水栓数 個			
給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。《申請者と土地所有者が同一でない場合記入》						
住所 年 月 日	氏名 印					
新宮町水道条例第7条第10項2又は、新宮町簡易水道条例第7条第10項2(町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者または相続、贈与もしくは分家により自己専用住居を建築する場合)に該当するため加入金の減免を申請いたします。 氏名 印						
台帳番号	号	種別	納付番号	金額	収入年月日	
量水器口径	mm	調査手数料	No.		・	・
量水器番号		加入金	No.		・	・
量水器型式(行数)	上水ねじ・ウォルトマン( 行)	水源補強費	No.		・	・
水栓番号	No.	消費税	No.		・	・
担当者	担当	主査	主幹	課長補佐	課長	決裁許可

様-3

給水装置 新設・改造 工事申込書						
新宮町長 殿						
年 月 日 申込						
申込者 住所 (フリガナ) 氏名	TEL					
施工者 住所 (フリガナ) (指定給水装置工事事業者) 氏名	TEL					
給水装置工事 氏名 主任技術者	TEL					
下記の場所に給水装置工事の施工を申請します。 なお、工事完了までの間は、給水用途を一時用とし、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例第15条から第20条を遵守し、第8条に規定する指定給水装置工事事業者の責任とします。また、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例並びに新宮町指定給水装置工事事業者規程等の諸規定も併せて遵守します。						
設置場所 新宮町	給水用途 一般家庭用・営業用	量水器口径 mm	給水栓数 個			
給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。《申請者と土地所有者が同一でない場合記入》						
住所 年 月 日	氏名 印					
新宮町水道事業水道利用加入金規定第5条第3号(町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者または相続、贈与もしくは分家により自己専用住居を建築する場合)に該当するため加入金の減免を申請いたします。 氏名 印						
台帳番号	号	種別	納付番号	金額	収入年月日	
量水器口径	mm	調査手数料	No.		・	・
量水器番号		加入金	No.		・	・
量水器型式(行数)	上水ねじ・ウォルトマン( 行)	水源補強費	No.		・	・
水栓番号	No.	消費税	No.		・	・
	担当者	担当	主査	主幹	課長補佐	課長
						決裁許可

様-3

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>新宮町長 殿</p> <p>申請者 住所 氏名 <input type="checkbox"/></p> <p>福岡県糟屋郡新宮町【】 の給水装置(給水管や蛇口など)設置について、下記の事項を誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 止水栓より敷地側の給水装置は、自己管理とする。 2. 净水器を設置する場合、浄水器以降の水質は自己管理とする。 3. 非常災害や水道施設が損傷した場合、復旧作業および断水することに対して 町に異議申し立てしないものとする。</p> <p>※特記事項        ・当該地または建物の売買・譲渡が行われた場合、この事項を次の所有者に 引き継ぐ。        ・給水装置を2名以上で所有する場合の維持管理は、当事者間で協議をする。        ・給水装置の所有者は、使用者にもこの事項について理解を得る。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p style="text-align: center;">様-5</p>	<p style="text-align: center;">様式4</p> <p style="text-align: center;">念書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>新宮町長 殿</p> <p>申請者 住所 氏名 <input type="checkbox"/></p> <p>この度、下記の建設にあたり止水栓よりさきの給水管は、当方において責任を持って 維持管理をいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 給水先住所 福岡県糟屋郡新宮町</p> <p style="text-align: center;">様-5</p>

改訂後	現行
<p>誓 約 書</p> <p>新宮町長 殿</p> <p>下記の場所の給水装置工事の申請について、町からは給水引き込み管の更新を推奨されましたが、経済性等の自己都合により既設給水引き込み管を再利用いたします。</p> <p>尚、既設給水引き込み管を再利用する場合、新設よりも、漏水リスクが高くなることを理解しております、給水装置工事期間内(工事申込書提出後から竣工検査済証発行まで)で漏水事故が発生した際は、給水装置工事によるものとし、当方にて修理をいたします。また、給水装置工事竣工後についても、町が施工する復旧工事および断水することに対して異議申し立てしないものとします。</p> <p>※給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (水道法第三条第9項から抜粋)</p> <p>記</p> <p>設置場所 福岡県糟屋郡新宮町【 】</p> <p>工事事業者</p> <p>既設管の管種と口径 管種: 口径: <math>\phi</math> <math>m/m</math></p> <p>※特記事項 ・当該地または建物の売買・譲渡が行われた場合、この事項を次の所有者に説明し引き継ぎます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申込者住所</p> <p>申込者氏名 <input type="text"/></p> <p>様-30</p>	<p>様式なし</p>